

国際協力銀行（国際金融等業務）および日本貿易保険における
環境社会配慮確認のためのガイドライン改訂に係る
コンサルテーション会合（第11回）

2008年8月7日（木）

（13:30～18:10）

国際協力銀行本店9F講堂

【司会】

皆様、本日はお忙しい中、お暑い中をお集まりいただきましてありがとうございます。国際協力銀行（国際金融等業務）および日本貿易保険における環境社会配慮確認のためのガイドライン改訂に関するコンサルテーション会合、本日は11回目ということですが、ただいまから開始させていただきたいと思います。

本日も司会・進行役を担当させていただきます国際協力銀行の鶴木と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

通例どおりですが、皆様方に会合を始める前にいくつかお願い、あるいはご連絡をさせていただきたいと思います。本日も予定としては17時30分までの4時間ということをお願いできればと思います。途中10分から15分の休憩を入れさせていただきたいと考えております。

議事録ですが、通例どおり逐語にて公開をさせていただくというベースで考えておりますので、ご発言に際しては、冒頭にご所属、お名前をおっしゃっていただければと思います。匿名をご希望の方については、その旨をご発言の前におっしゃっていただければ、そのようにさせていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それからいつもお願いしていることですが、ご発言についてはなるべく多くの方からご意見をいただきたいと思っておりますので、簡潔なご発言にご協力をいただければということと、それから個別案件についてのお話は控えていただければということです。これは通例どおりですので、よろしくお願い申し上げます。

今回は本日と明日と2日続けてということですが、進行について、JBICの藤平からまずご説明させていただきたいと思います。よろしくお願い致します。

【国際協力銀行 藤平】

お暑い中をお集まりいただきましてありがとうございます。今日と明日と2日間を予定しておりますけれども、これまで同様、皆様方のご協力をお願いしたいと思います。

本日は明日の議事の大きな進め方ですが、特に目新しいことはないかと思っております。すでにホームページでアップしております改訂の方向性、いわゆる取りまとめ表に私どもの考え方を、すべてでいくと27ページになっていますけれども、お示ししております。基本的にはこれについての議論ということになりますけれども、その前に、改訂の方向性についての趣旨紙を1ページ付けております。これは後ほどご説明申し上げますけれども、

基本的には私どもはそれに沿って議論を進めてまいりたいと思います。その趣旨紙に沿った格好にできればしたいと思っている中で、細かい項目までいくと50いくつになるわけですが、それを丁寧に1からやっていくということはさすがにちょっとかなわないところがあるので、めりはりをつけて議論していきたいと考えております。この前ふりだけでは特に皆様にお諮りすることはないと思いますので、まず改訂の方向性の趣旨紙の説明から入りたいと思います。その前に、今日席上で配布しております資料がいくつあるかと思っておりますので、それを念のために確認したいと思っております。

一つは、この改訂の方向性というものは27ページにわたっているのですが、できるだけわかりやすくするという目的で、私どもの改訂の方向性の可否について私どもなりに「○」「×」「△」を付けて、ビジュアルに、しかも参考のためにご用意いたしました。勝手に「×(マルバツ)」表と言っていますけれども、「×表」のところではいきますと、前のほうに掲げてあるものが基本的に私どもとして改訂のニーズがありと、大きなくくりで認識したものです。後ろのほうのページに非採択案件とか書いてあるものがあると思いますが、これは基本的に改訂のニーズはなしと認識したものであるという構成になっています。それぞれが番号の若い順からというものになっています。

後でまた申し上げますけれども、私どもの意図としては、改訂のニーズがありと認識しているものから議論を開始したいということになりますので、この×表はその趣旨に沿った構成になっているとご理解いただければと思います。「○」「×」「△」というのはときに主観が入ってしまうものですから、同じ「○」であっても、ご提言いただいているものだとすると、全面的に「○」というものもあれば、提言そのものではないけれども、私どもとして改訂ニーズを認めた。かなり改訂をするものも「○」にしています。

それから「×表」の左側のところには、改訂の可否を判断するにあたってのニーズについて「○」とか「×」とか「△」と書いてあります。これは私どもの改訂の方向性の取りまとめ表の中に、いくつかの構成になっているのですが、その中でそれぞれの論点をどういう観点からニーズの分析をしたかということについて書いてある。それと平仄を合わせているということです。

他に私どもとNEXIさんの環境ガイドラインのテキストそのもの、それから本日、特別なペーパーということで、原科先生からご意見をいただいているペーパーも併せて皆様にお配りしているかと思っております。

資料の確認と「×表」についての若干の簡単な解説を申し上げます。

うかたちで使わせていただきます。

審議の順番ですが、先ほど紹介がありました同じマトリックスの薄いほうに書いてあるとおりです。従来は、番号1番から27番、それから改訂の1番から14番で従来の論点整理表はふらせていただいていますし、テキストのほうもそごのないようにそれに合わせているのですが、実際の審議の順番については、こちらの薄いほうにあるとおり、まず私どもが何らかの改訂ニーズがあり、採択を要すると認めた案件をJBICさんで言う第1部、それから第2部というかたちで、これはこれまでのテキストとだいたい沿っているのですが、この順番に沿って進めさせていただきたいと思います。

改訂のものが終わりました後に、非採択と私どもが呼んでおります改訂ニーズを認めなかった案件についても順に追っていききたいと思います。ですから、テキストが飛び飛びになってしまいますので、必ず項目ごとに何ページ目の何番ということでご紹介いたしますので、お手数ですが、ページをおめくりの上、対応していただければと思います。

については、マナー的なもの、紳士淑女のお約束ということで、ご発言を何ら制約するものではないのですが、多数の論点をかかえて、また多くの皆様のご意見をうかがっていくという効率的な審議の運営上、皆様のご協力をいただければと思います。読ませさせていただきます。

改訂のニーズが認識されなかった論点については、改訂を行うものの後に審議を行いますということは申し上げたとおりです。この場合において、先ほどご紹介しました五つの観点、あるいはテキストに記載しておりますところの私どもの主要な検討ポイントと認識というところにおいて、明らかな事実誤認がある、あるいは改訂五つのニーズで星取表的に丸を付けて、空欄のところは皆様のほうからもご意見なく特段の審議を要しないということで話さなかった部分ですが、これはそもそも存在しないのですが、ここに実は話したいことがあるということであれば、その点をまず明確にしてご発言いただきたい。挙手の際に、要するに事実認識が違います、あるいはここの部分の審議が終わっていませんというかたちで、何をお話しになりたいのかということから始めていただきたい。

これは逆に言いますと、皆様は個々にお考えがありますので、中にはご自身のお考えがフロアオールの中では認められなかった。あるいは私どもとして認識しなかったものはあるのですが、基本的には一事不再理ということですので、そこの中に今、言ったような理由がない場合、私にもうちょっと言わせてくださいというところは、後でうかがう時間があればおうかがいしますので、そのあたりは基本的にはよく峻別して、効率的な議事運営

にご協力いただきたいと思います。

この後になります、ということで、上記の審議結果を踏まえ、私どもJBIC/NEXIとしては、環境ガイドラインの改定案ということで逐条での文言を整理させていただいて、第1回目でドラフトと呼んでいたところによろやく至るわけですが、こちらを策定して、それを新しいテキスト案として今後、コンサルテーション会合での審議を行っていきます。

ここまで言うと察せられる方もいらっしゃると思いますが、いわゆる非採択案件については、今回のこの改訂の方向性をテキストとした審議をもって審議が基本的には終了となりますので、つまり第3ラウンドというか第4ラウンドかな、改訂案を出した際には、改訂案の書いてあるものを順に審議するということとなりますので、よろしくご理解のほどをお願いいたします。

こちらからの説明は以上ですが、今までの点についてご質問、ご意見がありましたらよろしくをお願いいたします。

【司会】

ありがとうございました。はい、どうぞ。

【東京工業大学 原科さん】

私は最初のときに、パブリック・コンサルテーションの欠陥を申し上げました。これは「」「」を付けていただいて採点していただいたような感じなのですが、だから、きちんと議論するという立場で言いますと、JBIC/NEXIの側で作業は大変苦勞されているのはわかりますけれども、そちらのご判断なのです。意見は出したのだけれども、提案した側の判断はこれには反映されない。そういう仕組みになってしまうので、これではちょっと一方的で、非対称性が強すぎるのでよろしくないと申し上げたのです。

1回目に申し上げたとおりになってしまった感じがしますが、こういうことで進んできたので、私はよくないと思いますが、ここまで来たので仕方がないのかと思います。しかし、一事不再理とおっしゃったけれども、これは議決したわけではないでしょう。これから決めるので、一事不再理という言い方もちょっと不適切ではないかと思います。このことは本来はきちんと議論する場を持って、その論点ごとに結論を出すべきだったんです。結論を出すのはみんなJBIC/NEXI側でやられたので、これで本当にいいのかという感じを私は持ちます。それは申し上げておきます。

そうしますと、これは普通は非採択、採択されなかった側の言い分をまず聞くべきだと思いますから、採択と決めたことは先に議論して、非採択は後回しというのはこのシステム全体の進め方からいってもおかしいのではないかと思います。それもしょがないかという感じはしますが、二つの点で問題を感じますので、ここで申し上げておかないといけないと思います。

それから、私とか、あるいは他のいろいろなインプットされた方々はそれぞれ仕事がありますから、その合い間をぬってこちらに来るわけですから、どうしても全部は顔を出せませんよね。そういうことで制約された条件の中でインプットしているわけです。そういうことを考えますと、議論の時間がうまく合わないということはあるわけですから、我々が議論しそこなったところをどこかで議論する場を持たせていただきたいということを申し上げたいと思います。

今、この方針でとにかく「 」「 ×」を付けた。それで「 」のところ、改訂するものに関して先に議論して、そして改訂はしないものに関しては後回しという基本方針をおっしゃったので、百歩譲ってそうだとすると少なくとも私にも発言をする機会を与えていただきたいと思います。私の場合は、今日はなんとかぎりぎりまでいられますけれども、明日は頭の1時間ぐらいしかいられませんので、全体の流れからいうと、今日はとても私の発言する機会はないような感じがしますが、少なくとも明日のスタートぐらいは発言機会を与えていただければと思います。お願いになりますけれども。だから、プロセスに関する批判と、私の発言の機会を与えてもらいたいということです。

【司会】

稲川さんどうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

原科様、貴重なご意見をありがとうございました。もちろんのことではありますが、少数のご意見、あるいは異なるご意見を排除するものでは一切ありませんので、私どもはそうしたものも歓迎する。まさにオープンコンサルテーションというものは誰か特定の人だけで語るものではなく、多くの皆様の意見をいただき、10回まで繰り返してきた。このボリュームは他の同種のものとは比べて劣ることはないとは私は確信しておりますし、フロアの皆様からもそのようなお気持ちがいいただければ大変ありがたいと思っております。この点

について私どもはいささかの劣るところはなしと自信を持って申し上げます。その上で、どうぞ異なるご意見などありましても、効率よく言っていただけるぶんには全く構いませんので、どうぞそのあたりはご懸念なくということです。

原科先生からありました後段のご都合という点については、1人ひとりのご都合は皆さんありまして、そこのところは最大限ご配慮させていただく。何番のところということがわかりかねますけれども、本日が主に採択案件、明日が非採択案件ということです。明日は途中までしかお出になられないということで、どうしてもご発言したいというところがあれば、ここで順番を議論しても時間だけを要して全く効率的ではありませんので、後ほどご都合をおうかがいして、原科先生がおっしゃりたいところについては、明日の適切なお時間の中でいただくということで、非常に不都合ではありますが、議事を進めたいと思いますので、皆様ご了承いただければと思います。まことに申し訳ありませんが、そのように配慮したいと思いますのでご了承ください。

【東京工業大学 原科さん】

ひと言だけ誤解のないように申し上げます。パブリック・コンサルテーションという方法はそういうものだとして申し上げたのです。だからよくないと言ったのですが、今回、10回分に関しては大変よくやられたということは私は評価しております。本当に丁寧にやられて、大変な努力があったと思いますから、そのこと事態は否定するわけではありませんけれどもね。最初の仕組みの決め方がちょっとまずかったなと申し上げたのです。でもここまで来た以上、それ以上は申し上げません。

【司会】

ありがとうございました。他に先ほどのご説明、議事の進め方などに関してご意見、ご質問等ありましたらお願いできればと思いますが、よろしいでしょうか。福田さんどうぞ。

【メコン・ウォッチ 福田さん】

2点ほど申し上げさせていただきたいと思います。1点は議論の順番についてです。この順番でまずは始めていただくということで構わないと思いますが、私どもで提案させていただいている内容のうち、主要な提案者が、先ほどの原科先生のお話にもありましたが、一部にしか出られないという事情が時々出てきます。議論の順番については、議論を進め

ていく中で若干調整をお願いするということが NGO の側からも提案させていただく機会があるかもしれないので、その点についてはご配慮いただきたいと思います。

2 点目ですが、先ほど原科先生の発言の中で、このガイドラインの改訂の方向性というペーパーについて、私たちは採点表のようなものをいただいたということで、今のところの「 」「 x 」がここには書かれているのですが、それは当然この場で 2 日間今から時間をかけて議論するというものですから、これはあくまでここに書かれているように、現段階における JBIC/NEXI の認識である。まさにこれをもう一回、今から議論をして、それによって JBIC/NEXI はポジションを変えることがあり得るという前提で私たちはここに臨ませていただいているということは、今の原科先生の発言で心配になったので改めて確認させていただきたいと思います。2 点目はものすごい蛇足だと思いますが、よろしく願います。

【司会】

ありがとうございました。稲川さんどうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

2 点とも承りました。福田様のご認識に相違ありません。ただ、変な話ですが、先日のボクシングの内藤選手ではないですが、10 ラウンド逆転一発 KO パンチというのは出せる人は限られているとは思いますが、KO パンチに長く時間を割くわけにはいきませんから、効率よく、いっぱいジャブを食らうと私たちも痛くてたまらないのですが、そのあたりは議事運営との見合いのところでよろしくお願いしたいと思います。

【司会】

ありがとうございました。はい、どうぞ。

【エンジニアリング振興協会 根本さん】

今の議論を聞いていてちょっとおかしいなと思ったのは、我々だって何度も何度もこういう議論にものすごく無理して時間をぬって来ているんです。それなのに私は時間がないからとか、そこに合わせないとだめだとか、またまたそういう議論を繰り返し繰り返しやって、また来なければいけないというのはなんとかしてほしいということをひと言だけ言

いたいです。

【司会】

ありがとうございました。他にないようでしたら、それでは中身のほうに入らせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それではそのようにさせていただきたいと思います。それではまずはJBICのほうから説明をお願いします。

【国際協力銀行 藤平】

先ほどの改訂の方向性の趣旨紙については、もちろん gentleman's agreement ということだと思うのですが、皆様方から、基本的な方向性はご理解いただけたと思っています。それに沿いまして、改訂の方向性という意味で、「×表」という言い方がよくないのではないかとあって、総括表という言い方に変えようかと思いますが、総括表のほうで私どもとして「 」とか「 」と付けている、ページで言うと1ページ目にあたるところから順番にと思っております。したがって論点の項番でいきますと、2番の国際基準の取扱いの明確化というところから入りたいと思います。

一方で、改訂の方向性（案）といういわば取りまとめ表。総括表と取りまとめ表というのはやはりちょっとわかりにくいので、取りまとめ表、場合によっては「×表」と言うかもしれませんが、取りまとめ表でいきますと、通し番号の2ページ目になります。その国際基準の取扱いの明確化です。

これはこれからの議論の運び方にも関係するところなので、私がたぶんキックオフということになると思います。基本的には右側の改訂の方向性にあたるところを私は読み上げる、あるいは触れるということにまずとどめたいと思います。その上で、私どもの改訂の認識とか、事実誤認とか、もしそういうことがあれば、改訂の私どものニーズあるいはその認識についての事実誤認、あるいは論点として抜けている、あるいは改訂のニーズ、視点のところが抜けているというお話があればまずそこを承る。その後で私どものポジションについてのコメントを承るという格好にして進めていきたいと思います。

まず取りまとめ表の2ページ目の論点2の国際基準の取扱いの明確化の右側の1.改訂の方向性のところですが、本論点については改訂ニーズを認識します。具体的な改訂内容としては、国際的基準、具体的には世銀の Safeguard Policy、それから IFC の Performance

Standard の適用度合いを、OECD での改訂のコモンアプローチの規定の expected to meet と同等またはそれ以上ではあるものの、でも遵守、いわゆる comply ではない。そのあたりのレベル感のものを表現として考えていく。原則としてこの表現を使いたいと思っていますが、例えばそれを原則適合という表現で規定することを現時点の方向性として認識しています。

一方で、原則といえば例外もあるわけで、他方、OECD もコモンアプローチも例外規定があるわけですが、別にそれに引っ張られるわけではありませんが、原則の例外は当然あるでしょう。したがって例外的取扱いについてのさらなる検討は私どものほうで行う必要があるでしょう。それを踏まえた上で、次の機会に改訂案文という格好でお示ししたいというのが私どものポジションです。

私どもの説明は以上です。

【司会】

ありがとうございました。それでは今後は、項目ごとにまず JBIC/NEXI からご説明をして、それに対してご意見、ご質問等をいただくということでやらせていただければと思います。まず、ただいまの項番 2 番、国際的基準の取扱いの明確化という項目について JBIC から説明がありました。これに関してご意見、ご質問等ありましたらお願いできればと思います。JBIC どうぞ。

【国際協力銀行 藤平】

先ほど私が申し上げましたとおり、別に 2 段構成に厳密にこだわる必要はないと思いますが、まずコメントをいただく前に、私どもの事実認識とか、これまでの議論を踏まえたこの改訂ニーズそのものも認識がずれているとか、これまでの議論を踏まえていないとか、そのようなことがまずありましたら。もちろん、その上で今度はコメントという格好で私どものポジションについて議論したいと思います。まず第 1 段について何かありますか。

こちらについては改訂ということもあり、少なくとも大きな意味ではずれていないのであろうということでご了解いただいたと思っています。コメントがもしありましたらいただければと思います。

【司会】

はい、どうぞ。

【FoE Japan 神崎さん】

コメントというよりは質問になりますし、もしかすると文案まで待たないと明確にならないポイントかもしれないのですが、今の藤平さんのご説明をお聞きして、仮に適合という言葉を使うとすると、それは遵守と参照のあいだに位置するようなものだということは感覚としてはなんとなくわかるのです。では厳密に適合とした場合に、どれほどのことが求められるのかという部分がいまいちはっきりしないという印象を受けるのですが、そのあたりの具体的なレベルは何か案があたりでしょうか。

【司会】

JBIC お願いします。

【国際協力銀行 藤平】

ご質問ということなので議論ということではないのかなと思って、そういうベースでお答えします。私どもが改訂のニーズと言っているところのポイントとして、最大のポイント、直接的なポイントと認識しているものは、私どもの今の実務と、この参照という言葉が乖離しているということです。実務は、以前、実施状況確認の追加情報提供のセッションでもあったかと思えますし、それ以外のところでも、非自発的住民移転の議論などでもたぶんお示ししたと思えます。私どもの実務としては、参照という言葉は私どもにとっての語感、ちょっと横に見ておけばいいというような語感も与えてしまうのではないかと思っています。実際には個別案件で世銀の Safeguard Policy などを見るときは結構丁寧に見ていて、項目ごとに満たしている、満たしていないということを丁寧に見ている。満たしていないものについては、それでも私どもとしてオーケーと言えるのかどうかというぐらいに確認している。

したがって、それは言葉を返せば参照ではなくて適合です。ただ、comply、あるいは現地基準でいう comply ということと、これはもともと現地の法制に遵守するということとあって、Safeguard というのは、遵守するとか、法的に何か満たすとかという性格のものではないということもあるのと、それからもちろん語感の問題ということなので遵守

とは使い分けをしている。でも、明らかに尊重するレベルというのは、適合と参照では適合のほうが尊重の度合いが高まっている。ただ、これは実務に合わせていることですし、私どもも今後むしろそういう方向性もより取っていくということを対外的にお示しするという意味合いもあるということです。

【司会】

ありがとうございました。はい、どうぞ。

【東京工業大学 原科さん】

今のご説明ですと、expected to meet よりはもうちょっと高い水準だというお考えだと理解してよろしいですか。

【司会】

JBIC お願いします。

【国際協力銀行 藤平】

首を縦に振っただけでは議事録に残らないと思いますので。意図しているところはそういうことです。コモンアプローチを忠実に日本語に訳すとどうかというのはありますけれども、私どもとしては、expected to meet の持っている語感よりはちょっと前にというニュアンスというか、そういうことで結構だと思います。

【司会】

ありがとうございました。議事録の関係がありますので、マイク以外でのご発言は避けていただければと思いますし、お名前を最初におっしゃっていただければと思います。よろしくご協力をお願いいたします。

他にこの項目についてコメント、ご意見等ありますか。福田さんどうぞ。

【メコン・ウォッチ 福田さん】

再度ご質問というかたちになりますが、1点は適合という表現について、英訳としてどういうものを想定していらっしゃるのか、今の段階で何かアイデアがあれば教えていただ

ければと思います。

2点目ですが、例外的場合の取扱いについてさらなる検討をということでご説明があったかと思います。これについて今後どういったことを検討していくのかおうかがいしたいと思います。新しいOECDのコモンアプローチの中では、例外的場合、すなわち実際に国際基準を満たさない場合についてOECDに報告するという規定があったかと思いますが、この内容をここに盛り込むということなのか、他に何か例外的な場合についてどうこうするというを考えていらっしゃるのか。現段階でわかる範囲で教えていただければと思います。

【司会】

JBIC どうぞ。

【国際協力銀行 藤平】

いただいた質問2点について、むしろ適合というものの英訳ということなのだろうと思っています。正直申し上げて、まだ具体的にこれだというのはありませんが、今までの議論を踏まえていただいてもあると思いますけれども、meet というのは有力な選択肢だと思っています。つまり、expected to というのは外す meet ということが有力なものだと思っています。いずれにしても改訂案文のところ、まずは改訂案文のところは日本語だと思っていますけれども、それからの英訳になると思うので、あれだと思いますが、イメージとしてはそういうことです。

それから例外的措置というものについては、一応これも横に見るものという意味ではOECDのコモンアプローチの書き方は参考になると思っています。あまり例外的なものについていろいろな事例を挙げてもきりがいいものですから、それは例外ということもあり得るのだと。ただ、ジャスティフィケーションが必要だということは当然うたわなければいけないと思っています。今はそんなところです。

【司会】

ありがとうございました。他にこの項目についてありますか。はい、どうぞ。

【個人 宮淵さん】

JBIC さんとか NEXI さんの実施状況からいって、ワールドバンクの基準をかなり厳密に考えてやっておられるということはわかるのですが、実際にそれを厳密にやった場合に、いろいろな問題にぶつかっていると思うのですが、それについてはここではなくて別のところで議論するという、運用のほうで対応するという考え方でしょうか。これは質問です。

【司会】

JBIC お願いします。

【国際協力銀行 藤平】

正直言って趣旨をちゃんと理解できているのかどうかというところがありますけれども、ガイドラインの規定の中では原則適合だと。それで例外措置を認めるのだと。前提として例外的な措置があるのだということです。したがって、個別具体的な案件において世銀基準などをどう適合というか尊重していくのかということに関して、当然ある項目については世銀基準を満たさない項目もあり得る。だからといって直ちに私どもは環境社会配慮の面において、これはできていませんという判断もしない。

これが今までの実務でもありますし、その点は変わらないだろうと思っています。その取扱いについてはガイドラインの問題ではなくて、運用とかという話であればそういうことになると思います。少なくともガイドライン改訂の場で例外的措置を個別具体的なケースまで挙げないと先ほど私が申し上げたのは、そういう意味も込められているということだと思っています。

【司会】

ありがとうございました。他にありますか。JBIC どうぞ。

【国際協力銀行 藤平】

改訂の案文を次の欄に入れるということになりますので、そこをお待ちいただくということだろうと思っています。よろしければ論点の3番に移りたいと思います。

論点の3番も、すみません、「×表」と言わせてください、こちらが採点しているわけではないのですが、「×表」で言っても、1ページ目の二つ目のところで「」改訂二

ーズあり、根拠も示しています。改訂の方向性の取りまとめ表でいきますと3ページになります。これの改訂の方向性、これも改訂のニーズは認識します。具体的な内容として、現行の環境ガイドラインでベンチマークとして参照と規定している基準のうち、Safeguard Policy と IFC の Performance Standard 及びその他、国際基準の取扱いをここに明確化することと、それから各基準の適用範囲の条件を明記するというのを今の方向性としております。

中でも、ちょっと補足しますと、肝としては、赤道原則のほうでもプロジェクトファイナンスについて IFC Performance Standard を参照するということが明記されています。赤道原則でも IFC Performance Standard が言及されている。それから OECD のコモンアプローチでも言及されている。こういう流れがあるだろうと思っていまして、世銀は言うまでもなく、その IFC の基準については、要はこれを明確化、より積極的に規定ということが求められているだろうし、明確化にもつながるだろうし、世の中の流れからいってもそうだろうと判断しているのが肝です。

文章のほうを続けますけれども、「なお」はちょっと飛ばしまして、 の上記 の具体的内容については、以下のポイントに関するさらなる検討を行った上でより具体的な改訂案文につなげるべきであると認識しています。PF 案件には IFC の Performance Standard、それ以外の案件には世銀の Safeguard Policy というのを基本としますけれども、リジッドにこういう仕分けにするのか、しないのかという点があります。民間銀行さんの取扱いは、個々の民間銀行さんによってどうも違う。程度の差はあるということですが、聞くところによりますと、必ずしも PF 案件だけに IFC Performance Standard の適用を限っているというわけでもないのがどうも実務のようです。そのあたりの点も踏まえて検討していきたいということです。

それから(2)世銀の Safeguard Policy 及び IFC Performance Standard 以外の国際的基準の取扱いをどうするか。必要かつ適切な場合にベンチマークとして参照する。そのようにするかということですが、今のところの方向性は、もちろん規定によっては、これはどここの国際機関ということはあるのかと思いますけれども、私どものこれまでの実務、あるいは今後の当面の実務ということを鑑みても、この世銀と IFC というのはちょっと抜きん出ているのではないかという感じがします。

最後、例外的規定の取扱いということなので、これはある意味、論点2番と同じような趣旨であると思っています。

私からの説明は以上です。まず改訂ニーズの認識という点において、事実誤認等々もしありましたら、その点からお聞きしたいと思っています。なければコメントという格好でいただきたいと思います。まず第1点目についていかがでしょうか。

【司会】

ありがとうございました。ただいまのご説明について、これまでの議論に即して、何か事実の誤認とか抜けがあるとか、そういった観点からのご意見はありますか。

よろしいですか。それでは今のご説明の内容について、ご意見、コメント等ありましたらお願いできればと思います。福田さんどうぞ。

【メコン・ウォッチ 福田さん】

再度ご質問ということになりますが、改訂内容としてご提案いただいている部分のうち、(2)の各基準の適用範囲等の条件を明記することとある部分について、各基準の適用範囲とは具体的に何のことを指しているのか確認させていただきたいと思います。

【司会】

JBIC お願いします。

【国際協力銀行 藤平】

端的に申し上げますと、先ほどもちょっと説明の中で申し上げましたが、プロジェクトファイナンス案件についてはIFCだと。それから、それ以外という言い方が適切かどうかわかりませんが、それ以外ということであれば世銀です。これをスパッとPFとそれ以外というくくりで切るのか切らないのかがメインだと思っております。

【司会】

ありがとうございました。他にありますか。

よろしいでしょうか。ないようですので、次の内容をお願いします。

【国際協力銀行 藤平】

この次は論点4番ということになりますので、これについてはもともとNEXIさんオリジ

ナルの部分ですので、NEXI さんにマイクを渡したいと思います。

【司会】

それでは NEXI お願いします。

【日本貿易保険 佐藤】

論点の 4 番についてお話ししたいと思います。論点 4 番、環境審査に係る保険種ということにして、こちらの方向性の、27 ページの紙のほうでは 3 ページ目の 4 というところになります。

まず私どもの認識についてお話ししますと、本論点については改訂ニーズを認識するという事です。具体的には 1 の(2)に書いてありますが、現行 NEXI ガイドラインの内容について、現在、保険種が列挙されているということです。これを削除することを提案するという内容です。これについても、私どもの認識に関して、何か認識違い等のご異論等があればまずおうかがいしたいと思います。

【司会】

ありがとうございました。ただいまの論点 4 番についていかがでしょうか。

佐藤さんどうぞ。

【日本貿易保険 佐藤】

これに関しては、実は前回もほとんどご意見等はなかったので、ほとんどご異論はないかとは思っておりましたけれども、一応念のためおうかがいした次第です。その他、もしこれに関してご意見等ありましたらおうかがいしたいと思います。

【司会】

論点 4 番についてご意見、ご質問等ありませんでしょうか。

佐藤さんどうぞ。

【日本貿易保険 佐藤】

ご意見等ないようですので、これに関してはこの方向性で次回、案文を提示させていた

だきたいと思っております。

次に総括表の7番目、発展途上国以外で実施されるプロジェクトです。こちらの整理の紙のほうでいきますと4ページ目の7という項目です。

これに関して、私どもの認識ですが、本論点については改訂ニーズを認識しますということです。具体的な内容としまして、1の(2)に書いてあります。現行NEXIガイドラインのカテゴリCについて、発展途上国以外で実施されるプロジェクトという記載がありますが、これを削除することとしまして、そういった仕向国別にカテゴリ分類をするということはやめて一律やるということです。

これに関しても、実は前回特にご異論がなかったということがありまして、もしこれに関してご意見等も含めまして何かありましたらお受けしたいと思えます。

【司会】

ありがとうございました。ただいま説明がありました論点7番についてご意見、ご質問等ありますか。

佐藤さんどうぞ。

【日本貿易保険 佐藤】

ありがとうございました。特にご異論、ご意見等ないので、次回、これをもとに案文を提示させていただきたいと思っております。

次の項目ですが、総括表の1ページ目に戻りまして、8番、カテゴリBプロジェクトのレビュー内容です。方向性の紙でいきますと5ページの8番になります。

これに関しての私どもの認識は、改訂ニーズを認識しますということです。具体的な内容としては、現行NEXIのガイドラインに記載がない内容なのですが、JBICさんと同じ内容のことを記載するという事です。すなわちカテゴリBに関して、EIA等が評価されている場合はそれを徴求して審査を行うということです。これに関しても前回特段のご異論等なかったように記憶しております。ご意見、コメント等を含め何かありましたらお受けしたいと思えます。

【司会】

ありがとうございました。ただいまの論点8番目について、ご意見、ご質問等ありまし

たらお願いします。

佐藤さんどうぞ。

【日本貿易保険 佐藤】

ありがとうございます。特にご意見、コメント等ありませんでしたので、次回、この内容で案文を提示させていただきたいと思っております。ありがとうございました。

【司会】

それでは次の項目に移らせていただきます。次は論点9番です。これはJBICからお願いします。

【国際協力銀行 藤平】

論点9から12までが情報公開に関連しているものなので、まず私どものポジションの説明についてまとめてさせていただきます。改訂の方向性(案)と書いてある取りまとめ表でいきますと5ページからになります。

まず9番、スクリーニング終了後の情報公開の内容ですが、私どものポジションとしては、改訂のニーズを認識します。具体的改訂内容としては2点、ポイントとしては二つありまして、これは大事なところなので読ませていただきます。

現地で公開されている文書、公開前に現地当局の承認等を要するものであれば、当該承認等を経た後に公開されている文書という注意書きになりますが、現地で公開されている文書であれば、EIA報告書等に限らず、当該プロジェクトにおけるJBIC/NEXIの環境社会配慮の確認上、重要と思われる関連文書を公開することとする。EIA及びその許認可証については、これまで同様、カテゴリA案件について公開することは必須です。したがってレベルを下げるものではなく、むしろ対象範囲をこれまでよりも広げるという趣旨とご理解いただければと思います。同じ趣旨で、各文書の翻訳版についても、現地で公開されているものがあれば公開するものとするという内容です。

若干、補足しますが、最初のポツのところは重要と思われる関連文書でして、「思われる」がいいかどうかというのはたぶん後であると思いますし、重要という文言、あるいは主要という文言もこれまでどこかで出てきたと思いますが、正直、この言葉を使うかどうかは私どもとしても考えたところでは、趣旨としては、重要というものについては、何らかの

格好で定義のようなものを加えることは当然やらざるを得ないだろうと思っております。逆に言うと、そういうことをすることによって、言ってみれば、何でもかんでも公開の義務を負うということではないと申し上げたい。つまり私どもは環境レビューをするにあたって必要であるという意味において重要な文書ということになると思います。これは後でご質問があるかもしれません。

論点 10 ですが、取りまとめ表でいけば 6 ページ、改訂の方向性のところ、改訂ニーズを認識します。具体的改訂内容としては、以下のいずれかの方法で公開することを提案します。これはもともと情報公開の方法についてのご提案だったわけです。現在はこういう書類を入手していますということをウェブにはアップしていますが、実際のものは広報センターにおいて閲覧に供するという格好になっているわけです。ある意味、世の中の動きを踏まえて、ウェブとか、あるいはリンクとかそういうものを張る格好で、もう少しユーザーフレンドリーな情報公開方法にしていくという趣旨です。

具体的改訂内容としては以下のいずれか。実施主体もしくは現地国当局のウェブに EIA 等が掲載されている場合、当該サイトにリンクを張る。それから、それがかなわないのだけれども、ものは持っているという場合については、私どもの自らのウェブサイトに掲載する。それから文書の容量が膨大等の理由でウェブサイト上の掲載が不可能な場合は、最後は入手状況をウェブで公開する。実際のものは私どもについては従来どおり情報公開センター、NEXI さんについては NEXI 本店でということになります。このケースが多く出てくるとは私どもとしては想定していません。万が一のための措置ということです。

論点 11。これは融資（保険）契約締結後の情報公開の内容ということですが、これについては、いただいているご提案の内容は改訂ということですが、私どもの認識としては、ガイドラインの文言そのものの改訂ということよりは、実際に私どもが今、公開している私ども JBIC で言えば環境チェックレポートというものになるのですが、この中身をもう少し深めていきましょうという意味で、運用改善のニーズということで認識しています。ただ、これはガイドライン改訂が必要ないということが主たるポイントではありません。今までの私どもの取扱いを変えていくということには間違いないので、実質的な意味でも変えていくということだと思っていますので、そういった観点から、これは大きな意味では改訂という方向に舵を切っているカテゴリに入れていきます。ここは誤解のないようにしていただきたいと思えます。

スクリーニング段階において特に留意が必要とされたポイント及びモニタリングすべ

き項目を中心に、現行公開されている環境チェックレポートを拡充することを提案します。まさしく私が先ほど申し上げたことが書いてあります。具体的には、重大で望ましくない影響が想定される影響項目の判断については、その根拠を極力記載することを提案します。括弧は省略します。また、主たるモニタリング項目についても、なぜ係る項目についてモニタリングを要するかについての根拠を極力記載する。

つまり、何を考えているかと言いますと、今あるチェックレポートの中で、問題ありません、あるいは適切に対処されていますと書かれているくだりがあるところを、それだけではなく、こうこうこういう理由で適切に対処されているのだと。結果、この具体的な事案について私どもが環境レビューをしたわけだけれども、環境社会配慮確認としては、私どもとしてこれは融資をするに足る案件であるということを確認に至ったということ、ちゃんと理由を付して申し上げられるような格好にしたい。今までは問題ないということの事実だけを、私どもの評価のところ、最終結果だけを事実として述べているようなところがなかったわけではないかと思っていますので、そこを理由を付す格好で情報公開をしたいという趣旨です。これが論点 11 番です。

12 番はモニタリングに係る情報公開です。これについても、改訂のニーズは認識します。具体的な改訂内容としては、カテゴリ A のプロジェクトについて、プロジェクト実施主体もしくは現地国当局がモニタリング結果を現地で公開している場合、つまり、モニタリングレポートを現地で公開している場合は、JBIC/NEXI においても、先ほどの項番 10 番のところでも申し上げたいずれかの方法で公開をするということを提案いたします。

ちょっと補足ですが、逆に申し上げると、もともとの改訂のニーズというか、ご提案の中では、あるいはご提言の中では、JBIC/NEXI のモニタリングした確認結果、所見というのか確認結果と言うのかはともかく、それについてもというお話があったわけです。現実問題としまして、まああるケースということとして、現地でのモニタリングレポートはより公開するということは私どももうながしていくことに変わりはないのですが、逆にそういうことをやっていくということは、現地では公開がされないということもそれなりにある。そういう状態で私どもも現地で公開しないと言っているものを公開するということはさすがにできないだろうと思っています。

したがって、その場合においては私どもの確認結果なり何なりだけが出てしまうところがあって、これではちょっと片手落ちになってしまうなど。それよりはまずなるべく現地でできるだけモニタリングレポートを公開するようにながしていくことをこれまでもや

っているわけですが、そこに力点を置いて、これがもう当然の話というようになってきたところで併せてやるということなのではないかと思っています。現時点では、現地のモニタリングレポートについて、公開されているものであれば公開しますというところにとどまる。これは中で検討をしたわけですが、いろいろ議論しましたが、今のポジションとしてはそういうことにさせていただこうと思っています。

9から12まで、私どものポジションをまとめて申し上げました。一応議論としては9から項番ごとにやっていくのが妥当だろうと思いますので、9番からこれまでと同様のプロセスでやっていきたいと思います。まず改訂ニーズの事実認識などの点においてのずれなどがあるかどうか。もちろんコメントとダブってしまうところもあるかもしれません。まずは項番9番、10番について、何かご意見等があればお願いいたします。

【司会】

ありがとうございました。ただいま情報公開の関係、9から12までご説明がありましたけれども、そのうち項目ごとに、まず項目の9番について、事実認識などの観点から誤認や抜けがもしあればご指摘いただければと思います。ありませんか。

それでは同じ9番についてコメント、ご意見、ご質問などありましたらお願いできればと思います。満田さんお願いします。

【地球・人間環境フォーラム 満田さん】

論点9に関しては全部で五つ意見があります。若干多いのですが、一気にご説明しようと思います。

まず現地における公開という情報公開の前提に関して、何らかの前提を置かなければならないという趣旨はよく理解しているつもりです。ただ、いろいろな環境社会配慮上重要な文書といえども、現地において必ずしも積極的に公開されていない場合もあると思います。ただし、別に公開が禁止されているわけではない。公開してくださいといえいいですよといって公開してくれることもあり得るかと思います。

ですから、ここについてはぜひとももう一步踏み込んだご検討をいただけないかと思います。今、私が提案させていただきたいと思っているのは、一つのオプションとして、例えば現地で公開が禁止されておらず借入人の承諾を得た場合とか、あるいはもう一つのオプションとして、現地で公開を前提として、さらにJBIC/NEXIはこれらの環境社会配慮上

重要な文書が現地において公開されるよう働きかける。

と言いますのは、現状やっておられるかとも思いますが、EIA についてはもちろん現地公開が要件となっているのです。モニタリング報告書については、望ましいということで働きかけておられる。住民移転計画は後ほど議論になると思いますが、その他の文書については、特段の現地の公開については文言はないということがあるので、提案させていただきます。

2点目は若干、細かいポイントですが、「重要と思われる」という表現は曖昧な感じがしますので、重要な関連文書のような表現のほうがよろしいのではないかという点です。

3点目ですが、藤平さんは何らかの定義のようなものを入れるとおっしゃっていたのですが、環境社会配慮の確認上、重要と思われる関連文書の例示をぜひガイドライン本文または脚注のようなかたちで記載していただきたいと思っています。その際に、私どもが提案させていただいたいくつかの文書があるわけです。もちろん、共通するような文書は環境アセスメント報告書に始まっていくつかあると思いますが、ケース・バイ・ケースということは踏まえまして、なるべく具体的に幅広く列記していただきたいと思っております。それが関係者の方々への予測可能性上よろしいのではないかと思います。

もう一つ、4点目については重要な文書の範囲です。今までのコンサルテーション会合の中でいくつか議論されていたことも踏まえまして、例えば環境アセスメントにおいて追加調査などをなされた場合の追加調査報告書。あるいは、これはいろいろあると思うのですが、緊急時の事故対応計画がいくつかのセクターでは想定されると思しますので、それもぜひ含めていただきたいと考えております。

最後に翻訳版についてコメントです。これについては今、現地で公開されていることが前提ということになっていますが、そもそも翻訳版を作成する意図ですが、現地の読者を想定していない場合だと思えます。ですから現地で翻訳版が公開されているというのはあまり考えられないだろうと考えます。ですから翻訳版の公開に関しては、現地での公開を前提とすることはあまり適切ではないのではないかと考えております。例えば JBIC/NEXI が入手した場合、あるいはその他の前提があるのかもしれないのですが、とにかく現地公開を前提としていただきたくないというのが最後のポイントです。以上です。

【司会】

ありがとうございました。JBIC どうぞ。

【国際協力銀行 藤平】

かなり包括的なコメントをいただきましてありがとうございます。この場でお答えができるもの、そうではないものがあると思っておりますが、たぶんこれはすべてご意見になるのだろうと。そういう理解でよろしいですね。はい。

そういうことなのでご意見について、私どものほうで現時点でのコメントをお答えしようと思います。まず、現地で積極的に公開ということになっていなくて、むしろ逆に現地で積極的に禁止ともなっていない。公開するしないというのは任されているようなケースにおいて、実施主体の側のご自身の判断で公開しないというようなケースをできる限りなくしたいという趣旨ではないかと思っておりますが、そういう理解でよろしいでしょうか。はい。

そういう意味では、私どもはご趣旨としてはわかることがあります。一方で、最終的にはご判断の上で公開がされているものを私どもは公開するということにスタンスとしては変わらないので、結局、私どもとして公開をされるよう働きかけるというコンセプトのほうが大事なのではないかと思っております。これもこれまでやっているということではありますけれども、そういった書類について公開されることが望ましいとかというような規定を入れられるかどうか。そこはちょっと考えたいと思います。

おっしゃっているケースはあり得るのかもしれないのですが、地域的には現地で禁止されていなければ、それは重要な文書なのだから、基本的には公開したらいかがですかという働きかけは私どもとしてはしていく。それでもポリシーとして嫌だと言われてしまったときには、そこは無理強いできないと思います。その線はキープしながら、私どもとしてできるだけ働きかけを行っていく、この気持ちには変わらないので、これをどこかに反映するかどうかということは考えていきたいと思っております。先ほどおっしゃった公開が禁止されていないのだけれども借入人が承諾した場合というのは、表現としてはかなり複雑なものになってしまいますし、長くなってしまうので、どちらかと言うと、働きかけのところをどう盛り込めるか盛り込めないかというところだろうと思っております。

2番目は重要な文書と思われるというところですが、誰が思うのかという話になってしまうので、JBIC/NEXI が思うのでしょうかけれども、思えばいいのかという話になってしまうので、これは取ります。

それから定義の例示。これはできるだけ幅広くということであって、どこまで幅広くなのか、何をもちいて幅広くなのかもわかりませんが、一つの例示としてというか、例

示の例示ですけれども、非自発的住民移転、住民移転計画とか、環境管理計画とか、すべてを列挙はいたしません、そういった類のものは例示項目ということになるのだろうと思います。置き場所についてもいろいろな考え方があると思います。本文に脚注はあるだろうし、それから FAQ もあるのだろうと思いますが、どちらかと言えば本文に脚注のような格好がいいのではないかと考えていますので、これはお考えのところを踏まえた何らかの対応を考えていきたいということです。

4 番目のところは、重要な文書の中にいくつかご指摘がありましたけれども、これも 3 番目の話の延長線上で考えたいと思います。あまり細かいところまでというのは、何ををもって例示なのかという問題になってきてしまいますので、このあたりは判断させていただきたいと思っています。

最後の翻訳版のところは、これまで私どもが申し上げていたところですが、実際問題、翻訳版が現地で公開されているというケースはあります。そういうものもある中で、JBIC/NEXI に出すということだけではなくて、世の中に出してもいいんだと。現地の住民ということだけではないのかもしれないですが、それも出していいというものであれば公開をするということであって、ここは私どもは翻訳版については、そもそもこういうケースは、今、申し上げたような現地で公開されているものならいいですよということではあります、それ以外のところは、私どもが本当にどこまで責任を持てるのかという問題が常にあります。

私どもはコンサバティブだと言われてしまうかもしれないですが、そういったところがあるものですから、私どもだけとか、公開が前提となっていないものについては、私どもとしては今は控えるべきだろうという判断です。お考えいただいていること、ご意見としては理解はしております。ただ、実際の採否ということになりますと、今の時点での私どものポジションは、この改訂のニーズのところを書いてあるようなポジションということにならざるを得ないのではないかと考えております。以上です。

【司会】

ありがとうございました。ただいまのお答えでよろしいですか。

それでは他にありますか。はい、どうぞ。

【東京工業大学 原科さん】

今のご説明で私もわかったつもりですが、最後のところの翻訳の話です。翻訳版で、もともと現地で公開されているものの翻訳は問題ないと考えていいわけですか。どういう意味ですか。

【司会】

JBIC お願いします。

【国際協力銀行 藤平】

正確に言うと、翻訳版が現地で公開されている場合という意味です。

【東京工業大学 原科さん】

その翻訳のものとものは公開されていない場合？ それは公開されている場合。そのあたりはどういう関係ですか。

【司会】

JBIC どうぞ。

【国際協力銀行 藤平】

それは当然、前提です。現地でも現地の言葉のものが公開され、その上でその翻訳版も現地で公開する場合ということです。

【司会】

福田さんどうぞ。

【メコン・ウォッチ 福田さん】

1点だけ翻訳版の公開について申し上げさせてください。これはこれまですでにコンサルテーション会合で話したことの繰り返しになってしまわざるを得ないというところがありますが、やはり JBIC として責任を取れないから公開できないというのは、期間を置いてみても私としてはよくわからない話だなと思っています。それはあくまで非公式な JBIC

がこういう理由で翻訳したものであり、正確なものは現地語のものであるという注釈を付けて公開すればいい話ですし、さらに言えば、そもそも JBIC が自ら情報公開をするということの意義は、JBIC あるいは NEXI が行う環境レビューについて外部からの情報提供を得るためということですから、それはまさに JBIC が環境レビューの最中に見ている文書そのものを公開しなければ意味がないと私は思っておりますので、この点についての今回の改訂の方向性について、私としてはまだ納得できないという思いが残っているところです。以上です。

【司会】

ありがとうございました。稲川さんどうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

今から申し上げるところは、これまでの議論を踏まえて、私個人ではなくて、NEXI 側として、つまり JBIC さんにもご検討していただきたいし、あるいは先ほど満田さんが言われた部分について NEXI 側として考えるところを申し上げるので、あるいは他の皆様もいかがかと。

先ほど満田さんが言われた 1 から 5 の質問は比較的ひもづいています。また情報公開というのは今回の改訂をしていく私ども JBIC/NEXI としても一つ大きな柱だと思っております。その点においては単体ではなくて、他のガイドラインを改訂していく部分とも大いにひもづいて、私ども日本 ECA としての情報公開のポリシーが明確に出るということは一つ意味のあることだと思っております。その観点から申し上げたいのは、公開の働きかけとかそういうお話があった部分と、重要な文書あるいは主要な文書と呼ばれているところはひもづいて、かつ他の部分ともひもづくべきだという考えです。

具体的には今回、現行のガイドラインの中では EIA の報告書、それから EMP、環境管理計画の 2 点を作成するようということでガイドラインで規定しています。今次の改訂において、この後、議論が上がってきますが、住民移転計画書、それから先住民の移転計画書の二つが新たに加わるかたちで、この四つは JBIC/NEXI のガイドラインにおいては何らかのかたちで作成されることを原則としていきます。承認書は当然あるということなので、現行の解釈においては、EIA の報告書とその承認書が主要な文書という解釈ではありますが、私どもはむしろ主要なでも重要なでも、思われるが入っていようと入っていまいと、

実はワールドバンク等の国際基準、あるいは他のものにおいても、主要とか重要という非常に抽象的な概念は持たれておりません。つまりそこは「思われる」が入っていようと入ってまいと、主観の域を抜けません。私どもが決めたとしても、ここで決めたといっても、では2年後、3年後にやるとき、やはり主要の概念がおかしいよねと。主要の概念が、あるいは重要な概念が左右されるというのは、ガイドラインの根幹においておかしいのではないかと。

そこで私どもが提案したいのは、先ほど申し上げた4点、ガイドラインにおいて作成することを原則として要求するものを例示の内容として、それがまさに公開を働きかける対象である。作りなさいと言っていて、なおかつそれらの文章の中では公開をある程度念頭に置いて、公開等についてもすべきという文言が入っていくということを考えるならば、これらの四つにおいては、それが何らかの事情で公開されていない場合で、なおかつ満田さんが言うポンと押すと出るというようなものであるならば、働きかけていくべきでしょうということを提案したい。

したがって重要な、あるいは主要なという文言を外して、それらの四つを具体的に書いて、それらにおいては情報の公開をしていきますし、取れていない場合でも働きかけるということを決める。それ以外のものというところは、そもそも作成を義務づけてないのに、なぜこれは公開したほうがいいですよと言えるのか、そのものの存在がないのになぜできるのだろうというところは非常に懐疑的である。

むしろ、たとえ話で申し訳ないのですが、魚の投網漁のように、たまたまボンと獲りました。その中で、先ほど言った四つだからマグロとサバとアジとイカの四つぐらい獲れたら、それは必ず獲りましょうと。それ以外に貝が入っていたとか、下魚が入っていたとか、そういうものは獲れたら、くっついてきたら一緒に公開しますよねと。でもそれが獲れなかったからといって、やはりここにはアサリが必要なんですと言われても、アサリは入っていませんからということで、そこはアサリなのか何なのかといくつも書いたり、それは大事だとか大事でないとかというのは、この部分の情報公開というところではあまり有意義ではないのではないかと。その中からはあまり生まれてこないのかな。そもそも作成も義務づけてないものがなぜ公開は義務なのか。

なんとなれば、この情報公開というところは、いろいろな見方はありますけれども、一義的には私どもJBIC/NEXIがスクリーニングの段階で公開しますから、これから環境の意思決定を行うにあたって何を見たということをお客様に対してディスクローズし

ているということですから、入手してちゃんと見ますよというものを示せばよいのであって、そこにこれも出す、あれも出すというところとはちょっと筋合いが違うのではないかと思うところです。これが私どもとしての考え方です。

あと1点、これはジャストコメントですが、産業界の皆様方から補足があれば結構だと思のですが、世界にいろいろな国がありまして、禁止と書いてないけれども許可していない、公開していないものを頼むと、役所の中でたらい回しにあって、下手をしたら金を出したらあげるよぐらいに案外そこは時間を食う。産業界の皆様はタイム・イズ・マネーで暮らしている中で、禁止になっていないから公開してくださいと書いてしまって、おそらくそこに3ヶ月間かかりました、実は環境審査の期間より長くかかりましたなどという話になると、結構ご苦労な話になって、なにやら本末転倒の感もあるのではないかと。

そういう部分もありますので、そのあたりの公開の実業としての肌感覚、私たちも時々、公開してくださいとか、見せてくださいとかというときに、環境実査で現地へ行っているときに、実はその役所のたらい回しで1日終わってしまうということもあるくらいですから、日本の役所はとても親切なところだと思いますが、世界は必ずしも一律でないというあたりはちょっと実業の肌感覚を持っていただければというところを併せて申し上げます。以上です。

【司会】

ありがとうございました。はい、どうぞ。

【(社)日本プラント協会 長田さん】

今の稲川さんからのお話とはちょっとずれるかもしれませんが、公開について相手方に働きかけるという点についてです。援助機関の場合には、相手国の体制もしくは制度整備を支援するという趣旨もありますので、働きかけて整えるように持っていくということは十分意義があると思います。しかしJBICさん、NEXIさんの場合には援助ということではありませんので、働きかけがここで義務づけられるようなかたちになりますと、働きかけたのかどうか。働きかけた記録はあるのか。では何に対して働きかけたのか。例えば、ここにいくつかの例示をされた場合、例えば例示されたものをちゃんと求めたのか。もしくは例示されていなくても必要なものがプロジェクトによっては当然ある。ではそういうものは働きかけなくてもいいのか。いろいろ細かい議論に時間が取られてフットワークが重

くなってしまう恐れがあるのではないかと思います。そういう観点から、今、実務的には実際に働きかけをされているということですので、あまり義務としてそこに負担が来ないようなかたちでお願いできればと思います。

【司会】

ありがとうございました。神崎さんどうぞ。

【FoE Japan 神崎さん】

今のいくつかのコメントの中でいくつかポイントがあると思います。働きかけというものをどうするか、それから翻訳版の取扱いをどうするか、それから例示の内容についてどうするかという三つのポイントが混じって話されていて、私は三つ目の例示の内容について意見を申し述べさせていただきたいと思います。第1ラウンドの議論の中で私が受けた印象は、議事録を見ればわかるかと思いますが、できる限り幅広く拾っていただけると。非常に前向きな方向で検討いただけるという印象を持っておりました。

先ほど長田さんがおっしゃいましたように、プロジェクトによって主要な、主要な文書とこれ以上言わないほうがいいと思いますが、何をレビュー時に見るかとか、環境社会配慮においてどれが重要であるかとか、そういうものは若干違ってくる場合があると思います。確かにいろいろなところを関連づけてひもづけていくというのは一つの方向性ではあると思いますが、私ども外から見る立場としては、JBICさん、NEXIさんが環境レビュー時に参照した文書をできるだけ幅広く拾って公開していただきたいと思っております。それが一つ。

それから翻訳版のポイントについては、私は実際に現地で翻訳版が公開されている事例を知りませんので、実態がどれほどのものなのかということは全くわかりませんが、これについても先ほど申し上げたポイント、つまりレビュー時にJBICさんが見ている文書を公開していただきたい。公開して透明性を確保していくという趣旨に基づいて、これについてもやはり公開するという方向でご検討いただきたいと思っております。以上です。

【司会】

ありがとうございました。福田さんどうぞ。

【メコン・ウォッチ 福田さん】

1点だけ、先ほどから議論になっている重要な、あるいは例示をどうするかということについてお話しさせていただきたいと思います。今回、このようなかたちで改訂の方向性は一つの方向性としてこうしてはどうかということで、一方では、稲川さんから、NEXIとしてはこう考えているのでJBICにも検討してほしいという発言があり、こういう議論は非常にいいなと。複数の提案がJBICからもNEXIからも出てきて議論できるというのは非常に面白いなと思います。別にそこを言いたいのではないのですが、私の個人的な意見を申し上げれば、当初の、JBICからの提案なのかわかりませんが、改訂の方向性にある重要な関連文書とした上で、例示を注釈に入れるという提案を私としては指示しています。

二つ理由を申し上げたいと思います。一つは、文書の名前というのは実はいろいろなものが出てくる可能性があると思うのです。例えばEMPとここに書いたときに、例えばこういう名前ではなくて、環境社会行動計画という名前の文書があったときにこれはどうなるのか。あるいは大規模な非自発的住民移転がある際に、住民移転に関する基本計画の提出は現在、JBICのガイドラインで義務づけられているわけですが、これについてどういう文書が用意されているのか。現地国法制度では別の文書が用意されている場合について、JBICの追加情報提供の中で、これは住民移転の基本計画ではなかったけれども、こういうものが用意されていたという事例があったということのご紹介があったかと思います。それはどのような名前の文書がどのように用意されるのかというのはプロジェクトによってさまざまなので、文書の名前をきちっとしたかたちでここに書き込んで、これが出すか出さないかなのだとかたちでガイドラインの文言に落とすというのは、また後で混乱を招くのではないかという印象を免れないというのが1点です。

もう一つは、プロジェクトによる個性があると思います。確かにガイドラインの第2部で、現地でこういうものを公開してくださいということを義務づける際には、おそらく多くの事業においてあるような典型的な影響、これに対する対策がここの中で第2部でかなり分量を取って取り上げられる。そういうものについては出してくださいねと。なぜならばこういう影響というのは蓋然性が高いから第2部にこれだけの分量をもって書かれているということがあると思うのです。

ただ、一方でプロジェクトによっては特殊な影響があり、それについては実はそのプロジェクトの個性から見れば非常に重要な問題なのだけれども、そこまでについて具体的な文書をこういうものを作ってくださいとか、それを公開してくださいということは第2部

では書いてないということがあり得ると思うのです。そういう場合に、しかしこれはこのプロジェクトの個性から見たら重要だろうというものについては、やはりきちんと公開してもらうことを可能にするようなガイドラインの書きぶりのほうが望ましいのではないかと思います。

第2部の要件というのは、決してすべてのプロジェクトに等しくなべて当てはまるというわけではなくて、プロジェクトにおいて共通にあり得る影響について対処するために書かれているというものがありますから、こういう特殊なプロジェクトの場合にはこういうものは重要ですよというものは、それはそれで網にかけられるような情報公開の仕方のほうが私は望ましいと思っています。以上です。

【司会】

ありがとうございました。JBICよろしいですか。では原科先生お願いします。

【東京工業大学 原科さん】

皆様のご意見を私なりに考えますと、要するに環境社会配慮確認の透明性を高めるというポイントですよね。ですから、その点でどのような文書を参照したか、できるだけきちんと示してもらいたいということだと思います。ただ、公開となると、ものによっては抵抗があるということで、どこまでかという問題になると思います。これは明日、私ができたら意見を出させてもらいたい。ですから、審査会というのはそういうことをうまく調整するいい場だと思いますので、審査会であれば、そういう公開の仕方もある程度コントロールできますし、第三者の外部の専門家がチェックできますから、両方の要求に応えることができると思います。

ただ、それは明日意見を言わせていただきまして、今の場合は重要なというところに関連文書を公開する。そのポイントは、趣旨はそこだと思います。透明性を高めるとのことだと思います。これはJBICあるいはNEXIそれぞれに求められていることだと思います。そういった点で、私は、先ほど藤平さんがおっしゃったように、できるだけという感覚で、義務づけではなくてできるだけ公開する。それを働きかけるということで、私はそういう方向は非常にいいのではないかと思います。

【司会】

ありがとうございました。はい、どうぞ。

【財務省 高見さん】

翻訳に関して一つだけ言わせてください。翻訳について公表することについて、それはJBICさんの責任を取れるものではないというご説明があったのではないかと思います。念のため教えていただきたいのは、これは質問ですが、現地語で作られているものをベースに実際に審査をされている割合はどれくらいあるのか。実務において翻訳を使われているのではないかと私は感じるのです。その場合でも現地語で書かれた翻訳だけ公表されていれば公開するということだと、審査で使われた翻訳版と実際に現地語で書かれているものと、中身が違っていることがあったりしませんかね。そういうようなことを防ぐためにも、やはり翻訳についてもできるだけ公開していただくことをお考えになられたらどうかと思います。

私は行政をやっています、今まで実は現地語で書かれているものと相手方から出されている翻訳の内容が違っていたということが少なからずあったりするわけです。それは誰かに見てもらわないとわからないということもありまして、自分たちで発見できないということもあったので、そこは透明性を高めるという観点からも前向きに考えられたらどうかと思います。以上です。

【司会】

ありがとうございました。清水さんどうぞ。

【FoE Japan 清水さん】

私のポイントは翻訳版ではなくて働きかけの部分です。先ほど稲川さんから、公開について禁止されていないものについて公開を求めるのは、たらい回しにされて3ヶ月ぐらいかかる場合があるという事例を挙げていただいて、私も確かにそういう事例は見たことがありますし、実際3ヶ月ぐらいたらい回しにされた住民を見てきて、そういう場合があるのだらうなというものがあります。

一方で、そういうことをした結果、公開されてきたものもある。これは円借款の案件ですが、結果的には住民移転計画のエグゼクティブ・サマリーが出てきたという例がありま

す。援助機関の場合は、もちろん相手国政府の透明性などについても働きかけていくのだろうと。一方で ECA など、そういう観点からはそういう意味での働きかけは趣旨に合わないのかもしれませんが、たらい回しにあうかもしれなくて、3ヶ月ぐらいかかるかもしれないということを理由に何もやっていかないと、おそらく何も変わっていかないだろうと思います。公的な機関として、支援するプロジェクトをレビューする上での透明性を高めていく上でも、そういう働きかけは多かれ少なかれしていただいたほうがいいのではないかと思います。以上です。

【司会】

ありがとうございました。JBIC どうぞ。

【国際協力銀行 藤平】

情報公開は皆さんご関心の高いところなので、議論によっては、あるいはポイントによっては、応用問題というか、そういうポイントについて、常に私どもも金太郎飴のような答えにはならないだろうなと思っています。

今までいただいたポイント、満田さんの問題提起に端を発して、神崎さんに大きく三つとおっしゃっていただいた、たぶんその三つなのだろう。一つは、満田さんの議論から発している働きかけの話、それから例示あるいは重要な文書、例示の話、それから翻訳の話はどうするかということだと思います。

私としてはこのタイミングでまとめたいと思っているわけです。いちいち皆様方のご意見を踏まえるというか、それを引くというまとめ方ではありませんが、まずこの3点が論点9の大きなポイントなのだろうと思っています。一部、そのうちの一つの翻訳版については、私どもがかねてから申し上げているところであって、現時点ではという言い方をしますけれども、私どもの申し上げている改訂のための認識とか実効性を私どもとして見出し得ないものをひっくり返す議論は出ていない。これまでの内容の繰り返しということだと思います。

あえて翻訳のところを申し上げますと、一部、高見さんからのご質問にお答えするような格好になりますが、実際問題、私どもがやっているプロジェクトは、私どもが EIA で読めるケースが多いのか少ないのかというのは感覚的な話なのであれなのですけれども、翻訳版をまずは拠り所にはしているというのは確かに結構あると思います。ただ、私ども自身

が翻訳版を絶対のものだとは考えておりません。したがってこれまでも翻訳版と、それからこれは完璧に把握するのは難しいなと思うものもありながら、現地語のEIAを横目で見ながら、ほとんどのケースにおいて、質問状を出してやり取りをしています。かつEIA等を作成するというものはカテゴリAの案件なので、これはもう9割以上、私どもは現地で実査をします。そういうことをやりながら穴埋めをしている。

逆に言うと、翻訳版だけ公開をするということはミスリードである。かつ翻訳版そのものにおいては、現地で公開がされないという点において、必ずしも責任を持っているかどうかというのは、私どもには出せても、外には出せないという点において、実施主体の方々も必ずしも責任を負っているとは言いがたいものである。そういった現地で公開がされないものを私どもが無理矢理公開をするということではできないだろうということです。

次に働きかけのところですが、働きかけという言葉が出てきていて、私は直ちにガイドラインのテキストをパーッと見て、働きかけという言葉が入っているかどうかはあれですけども。ただ、少なくともEIA以外の文書について、現地での公開を働きかけというのはたぶん入っていなかったのではないかと思うので、そもそも新しい文書もあるものだから。

一方で働きかけということを示すと、産業界の方からも、どの程度のものなのかというご懸念もあった。働きかけていくということの裏返しとしては、私どもが環境社会配慮確認をするにあたって、いわば環境レビューをするにあたって、重要な文書、あえて重要と言いますが、重要な文書については現地サイドで公開されることが望ましいということの裏返しであるわけです。

そのあたりで望ましいとするのか、働きかけということにするのか、あるいはもう少しトーンを緩めるのか、強めるのか、そこはあると思いますけれども、何らかのことは考えたほうがいいのかと思っている。働きかけという言葉をもどの程度強いものと捉えるのか捉えないのか。あるいはそう捉えられてしまうのか、しないのかというところの兼ね合いがあると思いますし、現時点でどちらの方向とするのかはお約束はできませんけれども、何らかの表現が入れられないか、ちょっと考えていきたいとは思っています。

例示あるいは重要な文書というところですが、NEXIさんからも違うご意見が出されました。NGOさんからはコンセプトとしてはおおむね支持をいただけているのではないかと。ある意味、変な構図と言え変な構図ですけども。NEXIさんがおっしゃっている意味もわかります。難しいところですが、結局私どもが環境レビューを行うにあたっての重要な文

書は何なのか。本来何であるべきなのかということになるだろうと思っていて、それを限定的に考えるのか、そうではないということなのか、でも、無尽蔵に広がってしまうようなこともないだろう。

ですから、ここは「重要な」という言葉を使うか、使わないか、ある意味非常に悩んだところですね。無尽蔵にするわけにもいかないし、かといってやたらと限定するのもおかしいなと思っているので、どのようにしたらいいのか。現時点でのJBICのポジションは「重要」という言葉を維持するということですが、NEXIさんとも相談した上で、次回の案文のところでご相談をするということにさせていただきます。

論点9についてはよろしいでしょうか。

【司会】

稲川さんどうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

誤解がないように申し上げておくと、私どもNEXIとしては、文書を限定的にするという意図では全くないということです。先ほど原科様から、公開の範囲は可能な限り広げる。そのために努めていくという点においては、NEXIは全く異論はありません。その中で入手された審査に必要な書類において可能なものは極力公開しますし、その中でも作成を義務づけているようなものについては、働きかけてでも公開する。その点については全く異論がない。その四つ以外はなくてもいいということではないです。

皆様の揚げ足を取るつもりではないですが、ロジックがよくわからない。一方では名前が曖昧だと言っているのだけれども、名前が曖昧なら例示は一切行うべきではないでしょうし、何が重要だという規定の仕方もわからない。JBICさんも非常に苦悩されている中でこの言葉を取っているのだけれども、実はこうです、こうですという、わりと明確な指定をする。限定的に指定をする、広範に指定をするというあいだを取ったときに、抽象的な言葉にしてしまって例示をしないというのは、実はここの解釈が不明確なままになって、まさにいろいろな顔があるという、昔の誰かの歌のようですが、いろいろな顔があったときに、一番困るのはおそらく産業界の方だと思うのです。

例えばある何とか鉱山のセクターでは、これとこれとこれを用意すればいいんだな。これは付いているから、ではJBICさん、NEXIさんに届けようといって届けたら、これを出

せと言われたのでこれも取り付けてくださいと言われて右往左往してしまうのは、まさに先ほどご懸念が示されたとおり、取り付けるのは産業界の皆様だということはある。その上では、ガイドラインというのは誰のものなのかと。みんなのものだけれども、ユーザーの方が明確にわかって、平易に業務が進められるということは間違いなくあるのです。

その中において理想を追求するあまり、理想を追求する姿勢を失ってはいけませんが、それが逆にユーザーにとって不都合を招くようなことがあるということは NEXI としてはロジカルでない。考え方はわかるけれども、ガイドラインというのは規定なのであって、曖昧さとか、あるいはユーザー本意ではないというところはおかしいのではないかと。そういう観点からも、この文章については検討したほうがいいと。NEXI としてはそういう観点からものを申しているの、別に公開の範囲を狭めようとか、主要な文書というのはそんなにいっぱいないということをお願いしたいのではないということも付け加えさせていただきます。

【司会】

ありがとうございました。福田さんどうぞ。

【メコン・ウォッチ 福田さん】

稲川さんがお話しになるといろいろ考えが整理されたり、かき乱されたりして面白いなと思うのですが、いくつか面白い論点があると思います。一つは、外の人が事業を準備するときはどういったことをやらなければいけないのかということについて、ガイドラインの中でどれだけ予測可能性を高められるのかということがあると思います。

もう一つは、しかし一方で私がちょっとおかしいと思うのは、実際に現地でどういうものを公開してくださいと。例えばある一定の文書名を第2部で列挙されているとして、それ以外にもこういう重要な文書があるんですよといったときに、現地でそれも公開してくださいよというふうに JBIC/NEXI が奨励していくという現地レベルでの公開が第2部あるいは環境レビューのプロセスの中であるということと、今議論されている JBIC/NEXI が日本側で何を公開するのかという議論は、論理的には別の議論だと思うのです。

現地で例えばどんなものを公開してくださいというのは、おそらくプロジェクトごとにたぶんいろいろな色が出てくる。その中には、第2部でこれを義務づけてください。EIAをお願いします。住民移転計画をお願いしますというものもありますし、それ以外に、お

願いベースですけれども、やはりやったほうがいいのではないですかということをプロセスの中で働きかけていくというものもあるでしょう。

その中で、現地で公開されましたということが前提としてあったときに、それは別に東京側でも、JBIC/NEXI の側でも、公開していいのではないですかというのが今ここで9番で議論している内容だと思います。そうすると現地で働きかけの結果、公開されたというときに、その公開された文書を東京で公開することによって特段の支障が生ずることではないし、別の言い方をすると、現地で何を公開してくださいとお願いするということは、ある程度予測可能性を犠牲にするとまでは言いませんが、事業ごとによって変わってこざるを得ない。JBIC/NEXI と借入人とのあいだの議論の中でお願いする内容というのは、おそらくプロジェクトごとによって変わってこざるを得ない内容だと思います。実際に現地でこういうことをお願いしていく。あるいはレビューの中でどういう議論があるのかということと、それが実際に予測可能性のために東京側で公開される内容がかちと固まっていなければいけないという議論は、必ずしもつながらないのではないかと私は思います。

【司会】

ありがとうございました。JBIC どうぞ。

【国際協力銀行 藤平】

稲川さんのコメント、それに対しての福田さんのお話について私のほうからあえてコメントをするつもりはありません。稲川さんからのクレンジングというのはいくぶん理解しました。もしかしたらちょっと私は誤解していたのかもしれませんが、趣旨はわかりました。結局、こういったものは改訂の方向性としては当然これはありだということで、私どもはかなり具体的な内容まで入ってきているということなので、これは各論に入れば入るほど議論は百出する可能性がある。いくつかの論点というのは、先ほど申し上げましたように、私どもとしても認識をし、ここは検討していかなければいけないということを改めてわかったわけです。この点を踏まえて、次回、いずれにしてもこれは改訂するわけですから、改訂の案文というところで協議をさせていただければと思っています。

よろしければ論点の 10 に進みたいと思います。

では論点の 10 ですが、これも改訂に向けて舵を切っているものなので、認識などに基本的なずれがあるとは、今まで他の項番についてやり取りしている中でそういうご意見は

出ていなかったこともあり、特段何かご意見がなければそこはスキップしたいと思っています。むしろ私どものポジションについてのコメントですね。

一方で、あえて議論されたい方の蓋をするつもりはありませんが、個人的なあれで申し訳ないですけれども、極めてまっとうなことを申し上げているのではないかと。もちろん言葉の意味とかそういったところはあるのかもしれませんが、極めてまともなことをやっていこうということであるわけですし、コンセプトにおいても特にご異議があるものではないのではないかと私は思っています。あえて何かあれば、ご質問の部分もあるかもしれませんが、おうかがいしますが。

【司会】

田辺さんどうぞ。

【「環境・持続可能社会」研究センター 田辺さん】

この方向性に関しては特に異論はないのですが、表現というか文書の容量が膨大等の理由でというところがちょっとイメージがつきにくいなど。と言いますのは仮に膨大な EIA の文書があって、1回でダウンロードするのが非常に厳しいということであれば、最近の EIA は非常にぶ厚いので、通常は何章かに分けてウェブサイトで提示されていることが多いのです。そういったことが可能ではないか。

仮に写真等の非常にデータ量が多いところであれば、そのデータ量を調節できるわけですから、多少写真が粗くなっても、サイズが変更可能だということで、逆にそういった膨大な EIA をここにコピーで置いておくコストは JBIC さんにとっても結構かかるのではないかと。という点からみて、文書の容量が膨大等の理由で公開・掲載できないというところのイメージがちょっとつきにくいと思っています。

【司会】

ありがとうございました。JBIC どうぞ。

【国際協力銀行 藤平】

コメントではなくてご質問ということだろうと思います。それでよろしいですね。

先ほどの説明の中でも、こういう規定を入れるのかどうかということもそもそもありま

すが、本当にやむを得ない事情で載せられないということのために設けているクローズだ
とご理解いただきたいのです。私どもはこの3番目のものが日常茶飯事としてあるとは思
っていません。ましてや紙を置いておくコストはありがたいご指摘でして、コスト削減は
私どもも嵐のように吹き荒れていますので、それは本当にありがたいお話でして、私ども
もこれを乱発したいとは思っていません。今の私どものウェブのシステムとか、当然そ
れは作り変えなければいけないわけですが、単にハードディスクの問題なのか、システム
側の容量の問題なのか、あるいは場合によってはアクセスされる方々の回線の問題なの
とか、そういったこともあり得るわけです。

私どもとしては載せているのですが、アクセスできないとかということがたくさんあ
ったときにどうするのか。それがもうほぼ自明になってしまうようなケース、それはアクセ
スされる側の問題ですというのがとどのつまりの話なのであれなのですが。必ずしも今の
例は適当ではないかもしれませんが、私どもの容量の問題とか、ぶ厚いものがある中で、
それを切り刻んで載せるというのは、当然まず一義的には考えていく話だとは思っている
のであれなのですが、何らかの理由でウェブとリンクがかなわない場合のために、ラスト
リゾートとして設けているつもりなのだとご理解いただきたいと思います。

【司会】

ありがとうございました。はい、どうぞ。

【国際協力銀行 藤井】

先ほどの藤平の点で、実例として私はEIAをPDF化しようとしたことがありますが、10
分割ぐらいにしようとしたのですけれども、1個が1500という数字が出ていて、1500が
10個ぐらいあったと思いますが、それは最初キロバイトだと思ったのですが、メガバイト
だったことがあって、どうしようと思ったことが実際にあります。他の国際機関、ADBと
か、IDBとか、FDBとかありますけれども、他のところをのぞいたときにも、やはり同じよ
うに膨大なEIAになっていて、ほしい方はワシントンへどうぞという。ここにあるのだと
思ってクリックしたら、実はワシントンへお越しく下さいということが書かれてあったり
することもありましたので、ここは現実問題として、先ほど申し上げましたけれども、や
はりラストリゾートとして設けさせていただきたいと思いますので、ご理解いただければ
と思います。

【司会】

福田さんどうぞ。

【メコン・ウォッチ 福田さん】

そういう事情があるということはわかりました。私たちのもとの提案は、現在のJBICの広報センター、竹橋で公開されていまして、ハードコピーがそこで公開されている。例えばインドネシアの人がほしいと思ったときにどうするのかというのが私たちのもとの問題意識だったのです。確かに載せられないくらい膨大ということがもしかしたらあるのかもしれない。1500メガバイトという話はちょっと想像つかないのですが、あったとして、その場合、ではインドネシアに住む人はどうすればいいのかということがたぶん論点になると思います。

私たちとしては、一つは、ではそういう場合はもとの提案に戻って、写しを送付していただませんかねと。先ほど世界銀行の話がありましたけれども、世界銀行もアジア開発銀行も、途上国の住民からの文書のリクエストについては無償で応じているという現状があって、そのようなかたちでたぶん対応しているのだろうという気がします。技術的な理由でウェブサイトに乗せられないということが、結果として東京でハードコピーを公開しているので、取りに来てくださいということに結びつくのであれば、それは私たちとしては、当初の提案どおり、文書の写しを送付していただくことはできないだろうかと思っています。

【司会】

ありがとうございました。はい、どうぞ。

【東京工業大学 原科さん】

基本的に私もそのように思います。まず文書の容量が多すぎるという表現は、先ほどのご説明をうかがって、いろいろなやむを得ない事情というのはわかりますので、文書の容量が多すぎてという言い方はやめたほうがいいと思います。というのはアセスメントの世界では、アセス文書は膨大になりがちなので、なるべくコンパクトにするようにと指導しているのです。そういうことでみんな技術的に苦労していますので、文書の容量が膨大になることが前提になるような書き方はちょっと具合が悪いように思います。

それからアクセスビリティという点では、今福田さんがおっしゃったとおりで、郵送するという対応をぜひやっていただきたいと思います。それこそそんなに膨大にお金がかかるようなことではないと思いますから。

【司会】

ありがとうございました。宵さんどうぞ。

【国際協力銀行 宵】

文書の容量が膨大という表現がまずいということであれば、そこは考えたいと思いますし、まさに何らかの理由でウェブアップが不可能な場合、逆にそれすら排除してしまうと、何らかの理由でウェブアップできないものに関しては公開しないということになってしまいますので、それはまずかろうということなので、何らかの理由でサイバースペース上に公開できないものというようなイメージではないかと思っています。

それから、先ほど福田さんがおっしゃったアクセスビリティの問題は、一つ前の論点でもありましたけれども、私どもが公開する文書は基本的に現地で公開されているものです。ですから、現地の方々がわざわざ東京に来てくださいということではなくて、現地でもうすでに公開されているので、現地で入手できるはずなのです。したがって我々があえて郵送しますかというところですが、以上です。

【司会】

福田さんどうぞ。

【メコン・ウォッチ 福田さん】

まず技術的な問題でウェブサイトに掲載が不可能な場合がもしかしたらあるのかもしれない。これをわざわざガイドラインに書くような話なのかなということを感じなくはないというのが1点あります。

2点目ですが、今、宵さんがおっしゃった現地で公開されていることが前提であるというのは、全くそのとおりで、現在のEIAの取扱いについても、あるいはこれから公開されるものについても、現地での公開が前提の上でJBIC/NEXIで改めて公開するというものなので、原則としては現地で入手可能なはずだと思います。必ずしもこの「はず」がきちん

とってないから、現地の住民としては、JBIC が公開しているものに頼らざるを得ないということが現実的にあるという中で、実際に私たちが例えばコピーして現地の住民に送るというアクションは今でも起こったりしますので、そういう現実があるというのが1点です。

もう一つは、もしインドネシアが不適切であれば、インドネシアのところを沖縄や北海道に置き換えていただいても同じことではないかと思います。以上です。

【司会】

ありがとうございました。JBIC どうぞ。

【国際協力銀行 藤平】

想定の場合においてどうこうということが多かったと思っていますので、ガイドラインはガイドラインの思想としてということだと思っています。今、私どもの仲間から、例外にあたり得るようなケースについても引かれましたけれども、私どもはこれは例外だと思っているということには間違いはないので、そのポリシーをどのようにガイドラインに書くのかというのはやはり改訂の案文の問題だと思います。一部、表現が適当でないというご意見もあったので、そこは考えていきたいと思っています。

それから基本的にはウェブリンクをメインでやっていくということで、少なくともガイドラインですから、私どもはそれ以外のものについてはウェブリンクでもあるので、それ以上のことを規定する必要性はないだろうと考えているというのが現状です。

ちょっと思っていなかったところで時間がかかってしまったのですが、よろしければ11番に行きたいと思います。11番についても、私どものポジションに対してご意見、コメントがありましたらどうぞ。

【司会】

満田さんお願いします。

【地球・人間環境フォーラム 満田さん】

論点11に関しては、改訂の方向性のペーパーに書かれていることに対して異論はないです。私どもが出させていただいた環境チェックリストに基づく環境社会配慮確認の結果を

公開してほしいという提言に対して、非常に迫力のあるといいますか、よくお考えになったようなことが書かれていると感じております。その上で、一部繰り返しも含まれてしまっていますが、いくつかコメントをさせていただきたいと思います。

まず、改訂の方向性、要はガイドラインそのものではなくて運用改善を図っていく。具体的には環境チェックレポートについて充実させていく。充実させていくポイントについてお書きになっているのだと思います。結果的に充実されればそれでいいのですが、ただ、一つにはやはりこういうことが充実されていくという点が外部の関係者からもよくわかるようなかたちが望ましいと考えておまして、やはりガイドラインの本文に基本的な内容について記載することが必要ではないか。また、具体的な項目について、例えばFAQのようなかたちで明記できないかということをご検討いただけないかと思っております。

2番目としまして、私どもの当初の提案に含まれていました借入人と合意された主たる環境社会配慮上の対策、それから2点目としまして、ステークホルダーから提供された意見、懸念に対する事業者側の対応と当該対応に対するJBICの評価について、改めてチェックレポートに含めていただけないものかと提案させていただきたいと思います。

ここでJBIC/NEXIさんとしてこの2点に関する考え方を書いていらっしゃるが、それに対する反論をしようとするすると議論の繰り返しになってしまうのですが、1点目の環境社会配慮上の対策ということは、やはり環境社会影響項目をいかにmitigateしていくかという非常に重要な項目であると考えているのです。もちろんモニタリングが必要なものの説明という中でここを見ていこうとされているのではないかと解釈しているのですが、完全にイコールではないのではないかと考えています。要はこれから環境社会配慮上mitigateしていくということを借入人と合意された内容ということは非常に重要項目ではなかるうかと思えます。

2点目のステークホルダーからの意見への対応ですが、これについてはこの紙では意見、見解が異なると主観的要素を多く含む。それから、対策の効果がすぐに出ない場合というような2点を挙げていらっしゃると思います。見解が異なる、意見が異なるということ自体を私どもとしては重視しておまして、現地住民、被影響住民という最も重要なステークホルダーからの意見、見解を重視して、それに対応するという、JBIC/NEXIさんとして説明するためにも、この項目はぜひご検討いただきたいと考えています。また、その対応策の効果がすぐに出ない場合というのは、融資判断をした時点での見解を示すことが不可能な理由ではないのではないかと考えています。

3点目ですが、前回のコンサルテーション会合の場で私がこういう項目が必要であるということを述べさせていただきまして、さらに補足意見のようなかたちでいろいろな項目を提案させていただいています。おそらくお考えとしては、あまりに too much である。しかもそれを明示的に示せるかというお考えだったと思います。

とは言うものの、JBIC/NEXI さんがこれからどうやってチェックレポートを充実させていくのかという具体像がまだ見えない段階で、いくつか基本的なポイントがあると考えています。IFC などの同様の融資決定後の情報公開の形態なども参照した上で、それから JBIC/NEXI さんとしての基本的な考え方も理解した上で、例えば事業の概要、それから影響を及ぼしやすい対応、あるいは影響を受けやすい地域などに付随する影響はどういうものであると考えたのか。それから判断項目です、何をもちょうサインを出されるのか。それはそのセクター特有の影響もあるかと考えています。それから、適用される国際基準や国内基準、あるいは環境社会配慮上重要な文書が何が策定されていて、何が公開されているか。最後に、住民協議の実施状況です。これらの項目については少なくとも押さえていただきたいと考えている次第です。以上です。

【司会】

ありがとうございました。JBIC どうぞ。

【国際協力銀行 藤平】

多岐にわたるご意見をいただきましてありがとうございます。まず大きく三つとおっしゃっていたと思います。まず、1点目は運用改善を図るということではあるけれども、その内容を本文でも書けないのかということが肝だったと思います。具体的な本文なのかどうかの問題はあるにせよ、3番目でおっしゃっているのが、こういう観点からということで充実せよということなので、1番と3番は結構リンクしている内容なのではないかと思っています。2番目のポイントは、実はこれはもともとのご提案の話ですね。それをむしろご提案の内容を改訂の案文に反映させられないのかということだったと思います。

まず2番から申し上げますと、ご自身もおっしゃっていたように、これは繰り返しになっている部分だと思います。これについて私どもはこれまで議論した中にご趣旨は理解しますが、私どもが改訂をしなければいけないニーズとか必要性は私どもとしては認識していないということですので、改訂ということにはならないだろうと。別に代わりというつ

もりではないのですが、むしろ肝は、私どものチェックレポートというか、融資決定後の情報公開の内容を充実させることだろうと理解しておりまして、それについては1番目と3番目でご指摘があったのだろうと思っています。

それを私どもが運用改善のニーズと考えているところを本文でということなのでしょうけれども、それはむしろチェックレポートのほう、あるいは私どもの改訂後の環境ガイドラインの具体的なこれを適用する案件のチェックレポートの中身をご覧いただきたいということではないかと思っています。私どもの認識としてはこれは運用改善であるということには変わりはないだろうなど。

項目の列挙というか、こういうポイントと言っているところは、ある意味、私どものところを別の観点からご覧になっているのだろうと思っています。おっしゃっているのは、もちろんプロジェクトそのものの概要などをできるだけという部分もあるのだろうと思いますが、それは必ずしも本質ではなくて、むしろこういう観点で私どもは環境社会配慮がちゃんとできているというふうに見ているところで理由を充実する。根拠をもって理由を充実して示すんだと言っていることなので、それを項目立ててどこかに書くのか書かないのかという問題ではないと思っています。いずれにしても、私どもは今までのものを根拠をくっつける格好で充実させたレポートにすると申し上げているので、これは改訂後のチェックレポートを見ていただきたいということです。嘘を言うつもりはありませんので、私どもとしてはそういうポジションであると思っています。

JBIC/NEXI サイドから何か補足意見があれば、それはそれで結構ですが。

【司会】

ありがとうございました。神崎さんどうぞ。

【FoE Japan 神崎さん】

私自身もチェックレポートの内容を拡充していただくという方向でいいと思っています。満田さんの先ほどのご提案の趣旨は、こういう内容をチェックレポートの拡充の一環として盛り込んでいただけないかという趣旨だったと思いますが、そこで満田さんが指摘された2点目のステークホルダーへの対応についてちょっとお聞きしたいのです。おそらくステークホルダーから意見や懸念が出された場合、それをJBIC/NEXIが重大で望ましくない影響だと考えたとすれば、それはおそらくチェックレポートの中に含まれる項目として取

り上げられるのだろうなと思うのです。

それ以外の部分なのですが、現行のJBICさんのガイドラインでは、ステークホルダーの意見、情報を考慮に入れると書いてあります。では、出された意見がチェックレポートに含まれなかった場合は、私たちとしては、これは重大で望ましくない影響ではないということでは考慮されなかったのか、あるいは見解・意見が事業者と異なるために考慮されなかったのか、つまり考慮されなかったと考えるのが自然なのでしょうか。そのあたりをどのように考えたらいいのかと思っています。

私たちは、出された意見については、大小はあるかもしれませんが、あるいは全く根拠がないものに、あるいは何も根も葉もないような影響に対してまですべて対応を明らかにしてくださいと言うつもりは全くないのですが、それでも現地の直接的、あるいはかなり近いところで影響を受けるステークホルダーからの意見というのは、それなりに重みがあると思っていますので、これも繰り返しになって恐縮ではありますが、それがチェックレポートに含まれないとなると、それをどのように受け止めればいいのかと思ひまして、お尋ねしたいと思います。

【司会】

JBIC お願いします。

【国際協力銀行 藤平】

ご質問いただきありがとうございます。私どものチェックレポートに書く内容として、アプライオリにステークホルダーからいただいたご意見に言及するものではないというのはご理解いただけていると思います。ステークホルダーからいただくものの中、重要だからこそステークホルダーの方からご意見をいただくのだろうと思いますけれども、最終的にそれが重要かどうかというのはやや結果論のところがあると。」

いずれにしても、いただいたご意見の中でも、これは神崎さんと私はずれていないと思いますが、いただいたご意見の中でも具体的な個別プロジェクトにおける環境社会配慮で、重要だと、これがまさしく環境社会配慮ができていて、できてないと思われるポイントであれば、私どもはそのポイントを quote して、これはこうこうこうだから適切にできているんですという結論になるわけです。そういう格好では書くことはしますが、ステークホルダーから言われているからといってこのレポートに書くというのは、

必ずしも主たる、あるいは本来あるべきものとはちょっとずれているのではないかと思います。

一方で、ステークホルダーへの対応に関しては、論点 13 番で、これは今の段階では議論しませんけれども、運用の改善ということで、ガイドラインの改訂ということであれば私どもは非改訂ということにしていますけれども、これだけ唯一、注が付いていて、運用の改善と。つまりこれまでの議論の中でご指摘いただいていたステークホルダーから例えばお手紙をいただいてこれに対する対応が「ありがとうございます」というだけの回答であるということがあったとします。本当にそれが適当な場合はそうかもしれませんが、それが基本だということだとすれば、それは違うので、そこは運用改善していきますと申し上げているわけで、まさしくそれをここで言っているわけです。そういうステークホルダーの対応は今までよりも丁寧にやっていくという意味で運用改善をしていくと申し上げているので、それはそちらで解決できるのではないかと考えています。

【司会】

ありがとうございました。はい、どうぞ。

【東京工業大学 原科さん】

今のやり取りをお聞きしてしまして、運用の改善で積極的にいい方向にやられているということで、大変結構だと思うのですが、そういうことがわかるような、改訂といっても文言の表現を少し工夫してできないでしょうかね。これだけ見ると、環境レビュー結果を一般の閲覧に供することとし、ウェブサイト上で公開すると書いてありますね。環境レビュー結果、一般の閲覧に供するところの表現をもう少し工夫して、今おっしゃったような運用の改善がわかるような、あまり細かく書けなかったら、ほんのワンフレーズでいいのですが、何かそういう工夫をしていただけると、今のことはきちっとすると思います。これだけだとそのあたりの改善をしていくというのがちょっとわからないですね。そういうこともお考えいただけるとありがたいと思います。

【司会】

ありがとうございました。JBIC どうぞ。

【国際協力銀行 藤平】

私どもとしては、これは運用の改訂、運用のニーズという仕分けをしていて、これはこれでこの場を含めて今後も記録として残っていきます。そして、実際に私どもはやっていくということもあって、私どもとしてはガイドラインそのものというニーズがあるわけではないというのはこれまで申し上げていたとおりです。ベターかどうかという問題はあるかと思いますが、必然性、実効性という観点においてという判断です。

論点 11 について他になれば 12 にまいりたいと思いますが。

【司会】

福田さんどうぞ。

【メコン・ウォッチ 福田さん】

私たちからご提案させていただいた内容のうち、(1)の借入人と合意された環境社会配慮上の対策というところについて一言申し上げさせていただきたいと思います。

私たちはこれを提案するときはそれなりに悩んで、我々としてはこれまでの一貫した主張は、融資契約をできれば見せてくださいという話はいろいろなところでして、この場でそういう話をしたかどうかわかりませんが。

それはなぜかというと、プロジェクトが実際に融資契約が結ばれ進んでいく中で、現地でこういう問題が起こっているというときに、最終的に JBIC がそれについて何ができるのかということ突き詰めていくと、最後には融資契約という文書に行き当たる。その中で JBIC は借入人に対してこういうことを義務づけましたと。それをきちんと果たしてもらうようにやっています。あるいはそれがなされていないときに、では融資契約上こういう権限がありますということが実施段階での JBIC が行うさまざまなアクションの背景としてあると思うのですね。

したがってそれを突き詰めて議論していったら、ではどこまで JBIC はできるのか、できないのかという議論になってくると、融資契約の内容を私たちは知りたいということになるわけです。しかし一方で融資契約というのは商業上の秘密であり、銀行としてこういうものは公開できないということは私も存じています。それが正しいことかどうかはさておき、そういうプラクティスがある。これは別に国金だけではなく、円借款についても今のところ融資契約は公開されていないという扱いであると認識しています。

そういう中で、私たちとしては融資契約そのものを公開してください、あるいはそこに掲げられた条項をそのまま公開してくださいということを申し上げたつもりはなくて、そこで書かれたものを薄めたかたちでもいいので、いったいどういうことを借入人と合意したのかというかたちで何か公開していただきたいなと思ってこういう提案をさせていただきました。これは直接借入人がどういう合意をしたということが、必ずしもダイレクトにこの情報が商業上の機密にあたるのかということ、そういうことはないのではないかと考えてこういう提案をさせていただいたのです。これが直接機密保持との関係で問題になるという理由についてご説明いただければと思います。

【司会】

ありがとうございました。JBIC お願いします。

【国際協力銀行 藤平】

契約の内容そのものではないのだけれども、そのエッセンスをとということであれば結局契約の内容なので、その点において商業上の秘密ということにそれはネイチャーとしてあたるものだとすることを申し上げています。一方で合意された対策ということについては何かといたら、私どもは環境社会配慮の確認をするわけですね。確認した内容を環境レビューレポート、チェックレポートに書くわけです。

私どもが働きかけてやったものなのか、そうではないのかというのは本質ではないです。別に私どもがこういうことを働きかけてやってもらっていました。やりました。それは私どもとしては影響力を行使したのかということなのかもしれませんが、そうではなくて、ちゃんと私どもとの協議も踏まえて、こういう環境社会配慮をするということを約束してもらっているし、実際実行している。そこを私どもは確認しているのだと。それでこの案件はいわば「 」の案件なのだ。もう一つ、合意された対策として、将来の話ということでいけばモニタリングであって、モニタリングは私どもはモニタリング項目として書いている。それも、後で出てきますが、なぜこのモニタリングをモニタリングするのかという理由も付して出すと言っていると。

ですからおっしゃっている趣旨の全くそのとおり、ストレートではないけれども、私どもとしてはそれを反映していると思っているわけです。契約そのものではなくてもエッセンスだという話なのかもしれないですけども、この話が、合意内容と言ってしまうとど

うしても契約ということになってしまうから、それでもって私どもとしてはまずそれは違うのではないですかと申し上げています。もう一つの話としては、合意した内容ではなくて、むしろ合意された内容がチェックレポートの中にちゃんと入っていて、私どもとしてオーケーとなっていれば、それでよいのではないかと。あとはモニタリングということではないかと思っているということなのです。以上です。

【司会】

ありがとうございます。他にご意見、ご質問等ありますか。

JBIC どうぞ。

【国際協力銀行 藤平】

私のハンドリングがよろしくなくて、時間がかかり押してきていますが、12番に行かせていただきます。12番についてコメント等ありますか。先ほど、ずいぶん前に申し上げましたけれども、私どもとしても結構、悩んだところがあります。その上でのこの結果ということになるわけですが、何かコメントはありますか。

【司会】

清水さんどうぞ。

【FoE Japan 清水さん】

モニタリングにかかわる情報公開については、この改訂の方向性では、基本的に現地で公開されたものについてはJBIC/NEXIでも公開するとなっているわけですが、現地で公開されていないものでもJBIC/NEXIが公開できる部分はあるのではないかとこの点が意見のような、まあ、質問になります。

もともとの私たちのモニタリング報告書の公開を求めた提言の趣旨としては、環境社会影響とか、その影響に対する対策にかかわる重要な文書であるのがモニタリング報告書である、したがって公開するべきであるという趣旨だったのです。JBIC/NEXIさんが今回現地で公開されたものについてはこちらでも公開するという決断に至ったのは、おそらく私たちの趣旨とはまた別の趣旨があったのだらうと思います。つまり、JBIC/NEXIとしてもちゃんとモニタリングをやっていますということについて、外部にもきちんとそれを説明

するという趣旨もあったのだらうと思います。

そういう意味では多少なりとも内容が薄まってしまっている、公開できない部分は公開できない部分であって仕方がないと思いますが、そうではなくても公開できない内容について薄まってしまっている、JBIC/NEXI としてちゃんとモニタリング確認をしているということを外部に知らせるという意味においては、JBIC/NEXI として現地で公開されていないものであっても可能な限り公開できる部分については公開するということには意味があるのではないかと考えます。以上です。

【司会】

ありがとうございました。JBIC お願いします。

【国際協力銀行 藤平】

言葉の意味としては理解できるのですが、実際にどういうことなのかというと、ちょっと理解がしにくいところがあります。つまり現地でモニタリングレポートそのものは公開されていないにもかかわらず、公開できることとは何なのかと聞いていまして、それはとりも直さず私どもが何か言うか言わないかという話だらうと思います。

私どもも、もともとそちらさまの提言で入っていたコンセプトとは別の意味で、JBIC/NEXI としてちゃんとモニタリングしているよということを皆様方にお示しするというのは意味があるのではないかと考えてきたのは事実です。でも、寄って立つところの現地で作られるモニタリングレポートは、今、私どもあるいは世の中でも公開するように奨励をするというステータスである。裏を返すと、公開が当然の前提となっていない。そういう代物を受け取って私どもがちゃんとチェックしていますということで、言っただけでは悪いですが、ほとんどのケースはちゃんとできていますということになるわけですね。

それにどれだけの意味があるのか。後ろのバックデータを公表できずに、私どもだけがちゃんとできていますと言うことがどれほどの意味を持つのかというのは、むしろ NGO さんからの過去の議論の中で疑問的なものを呈されたと思っているのですが、ここはちょっと悩んだところなのです。今の時点でのポジションとしては、まずやるべきは現地でのモニタリングレポート公開を、働きかけていくというところのこれまでのコンセンサスをもっと力を入れてやっていくという方向なのだらうと思って今のポジションをこうしたということなのです。

【司会】

清水さんどうぞ。

【FoE Japan 清水さん】

ありがとうございます。実際、どういう意味かわからないとおっしゃったので、その部分についてお答えしたいと思います。

実際にどのくらいの意味があるのかというのは、事業者の方がこの部分は公開できませんという範囲の程度の問題かと思えます。全部公開できないというものなのか、それとも一部公開できないというものなのか。今の藤平さんのご説明ですと、ほとんどのモニタリング報告書については現地で公開されている。したがって、この規定を作ったときに、現地で公開されないという例はおそらくほとんどないと思えます。

さらに、今ある例えばモニタリングフォームを見ていて、この項目すべて公開できませんというような例がたくさん出てくるのか。基本的には公開していいのだけれども、この部分については公開できませんという部分が出てくるのか。すべて公開されませんというケースがたくさん出てきた場合には、JBIC/NEXI だけが出すモニタリング結果確認というものは意味をなさないのかもしれませんが、一部出せませんという部分だけ情報公開をせずに、それ以外の部分については情報公開をするということにすれば意味があるのではないかと思います。

【司会】

ありがとうございました。JBIC どうぞ。

【国際協力銀行 藤平】

ちょっと混乱しているのですが、現地サイドでのモニタリングレポートを、場合によっては網掛けか墨入れか何かして一部公開するというのであれば、それはそのまま公開します。ですけれども、私が申し上げているケースは、全面的に公開ということにならない場合、公開していない場合、だけど私どもにはレポートが来ている場合、そのことにどれだけ意味が見出せるのかということ考えた上で、最終的には控えたということなのです。

【司会】

はい、どうぞ。

【東京工業大学 原科さん】

その場合、JBIC の確認が適切に行われたということはどうやって確認できるのですか。そこに何か工夫がないと。今おっしゃったように簡単に公開できないというのはわかりますけれども、そうしたら JBIC の中で審査されるわけですね。それが適切かどうかは社会としてはどうやって確認できるのですか。そのところを何か工夫していただかないと、全面公開は無理なのはわかりますけれども、それはどういう対応をされますか。それは公開してはだめだから公開しない。あとは私たちが信じてくれというわけにはいかないでしょう。何か一種の audit みたいなことは必要ですね。そのあたりの対応がないとうまくないと思います。

【司会】

ありがとうございました。JBIC お願いします。

【国際協力銀行 藤平】

最終的に私どもが今このポジションを取っているということは、私どものやっていることをちゃんとやりますので、そこは信じてくださいというメッセージにはなると思います。

【司会】

他にありますか。はい、どうぞ。

【東京工業大学 原科さん】

そういうメッセージというのはわかりますが、私としてはそういうシステムをぜひ考えていただきたいと思いますので、それだけ申し上げておきます。

【司会】

ありがとうございました。清水さんどうぞ。

【FoE Japan 清水さん】

JBICの実施状況確認調査には、すべてのカテゴリA、B案件についてモニタリングの報告義務が融資契約等に記載されていたと書いてあります。一方、今のお話ですと、モニタリング結果をどのようにウェブ上で見せる予定なのかはよくわからないのですが、モニタリング結果が現地で公開されていない場合、その案件に関するモニタリングの項目はおそらく真っ白になってしまっているのだらうなと思います。そうすると外部から見ると、これはJBIC/NEXIがモニタリングをしているのかいないのか、もしくはしているのだけでも情報公開が現地でされていないから白紙になっているのかというのは全くわからないことになってしまうと思います。ですから最低という言い方はおかしいですが、例えば現地で公開されていなくても、JBIC/NEXIとしてはモニタリングをやっているということが外に対してわかるような、これはガイドラインの話ではなくてウェブの話になってしましますけれども、ウェブの表示の仕方は考えてもいいのではないかと思います。

【司会】

ありがとうございました。JBICどうぞ。

【国際協力銀行 藤平】

最終的に私どもも悩んだ上で、これはこの点においてのガイドライン改訂ではないと思っています。先ほどのウェブ等でとかという話は、案件が生きている限りはモニタリングしているということは自明なのですが、何ができるかは考えたいと思います。今のところはガイドラインとは別の話ではないかと思っています。

【司会】

他にありますか。福田さんどうぞ。

【メコン・ウォッチ 福田さん】

今までの話とちょっと角度の違う、しかも若干どこで話せばいいのかなという感じの話をさせていただくことになってしまうのですが。

先ほど、スクリーニング終了後の情報公開の内容をどうするかという議論の中で、これまで公開していたEIA報告書と許認可証以外のものについても公開していきましょうとい

うお話がありました。現在のガイドラインでは、主要な文書の公開については意思決定前の情報公開というかたちでJBICもNEXIもガイドライン上書かれています。

一方、先ほど論点9のところでも議論した情報公開の範囲を広げていくという中で例示されていた文書、例えば環境管理計画とか行動計画といったもの、あるいは住民移転計画の最終版というケースがどのくらいあるのかわかりませんが、そういったものは実は融資決定ないし付保決定の後に提出される。あるいは融資決定の中で、それを後で出してくださいねということを条件として融資決定をするということも出てくるのではないかと考えています。こういったものについての情報公開のタイミング、あるいはガイドラインの書きぶりについては、どこで議論すべきがよくわからないと思いつつも、融資決定後、そういった重要な文書を提出された場合、どのような情報公開を行うのか。

特に融資決定でこういうものを義務づけました。あるいは融資決定のときに前提としてこういうものがありましたということについて、きちんとJBIC/NEXIが、融資決定後に確認するというオープンにしていく中で、どのように情報公開していくのかということ、今まで実は全く議論されていなかった点ですが、今後、文案を作っていく中では若干考えなければいけないことなのかなという感じがしています。あまり論点になかった話で恐縮ですが、一応、コメントさせていただきたいと思いました。以上です。

【司会】

ありがとうございました。JBIC どうぞ。

【国際協力銀行 藤平】

最後の点はちょっと新しい 이슈 だと思います。基本的に私どもが環境社会配慮の確認、あるいは環境レビューを行う際には、そのときに重要と思われる、重要というのはあまり使ってはいけないのかもしれませんが、確認をするにあたって重要だと思われる文書を確認しているわけです。何がドラフトか正本かというのはありますし、正本が後から出たということがあるのかもしれませんが、基本的にはそれはそんなに多くないケースだろうと思っています。

まかり間違っても、そういうことが、中身は変わらないのだけれどもドラフトに対する正本だというのがあった、あるいは今後作るものがあるんだということが文書としてあって、ドラフト段階でしか私どもはレビューできていなくて、事実上それは同じなのだけ

れども、事後に正本になったと。それは私どもとすればモニタリングの段階で確認をするのだろうなど。あくまでも環境社会配慮確認あるいはレビューの対象として更新を義務づけられるとかそういう類のものではないだろうなどは思っています。その点を申し上げた上で、これはどう取り扱うかというのはよくわかりませんが、問題点の指摘があったということはレコードに残ると思います。

【司会】

ありがとうございました。波多江さんどうぞ。

【FoE Japan 波多江さん】

モニタリングに係る情報公開ということで、回答の方向性については、私もこの方向で進めていただきたいと思いますと思っているわけです。やはり、1点気になるのは、JBICさん、あるいはNEXIさんの自らのモニタリング確認結果の公開というところなので、1点だけ申し上げさせていただきます。

先ほどの論点11の中で、チェックレポートの充実を図っていかれるということで、その一つに、モニタリング項目について記載を中心にされていくという方向を出されているということもありまして、チェックレポートに記載されるモニタリングすべき項目については、せめてJBICさん、NEXIさん自らの確認結果を公開していただけないかと思います。要するに問題があるかないかということだけでも私たちは構わないと思うのです。

というのはモニタリングすべきとレビュー中に判断をされたという点に関して、そういう問題点、項目について、事業者の方がモニタリング結果を公開されないとすると、問題が起こった場合に、私たちのほうから知るすべがないという点がやはり問題ではないかと思います、ですから、せめてモニタリングをされるというふうにチェックレポートでお示しになっている項目については、モニタリング結果についてJBICさんから公開していただければと、ご検討いただきたいと思います。

【司会】

ありがとうございました。JBICさんどうぞ。

【国際協力銀行 藤平】

この点にあまり時間がかかっても思っているところがあります。ご意見があったということは私どもも承りました。できるかできないかということはあるかもしれませんが、もう一回ドラフト前までに可否も含めて考えたいと思います。

念のためですが、どなたか産業界の方々からこれに関してご意見があればうかがいます。

強制するものではないので、特にないということであればそういうメッセージだと受け止めてもらいたいと思います。お約束するという事ではないのですが、もう一回考えてみるということです。

論点 12 は以上でよろしいですか。では司会に戻します。

【司会】

若干時間をオーバーしましたが、このあたりで休憩を取らせていただきたいと思います。時間も押しておりますので、10 分間ということで、4 時半からまた次のセッションを始めさせていただきますと思います。

(休憩)

【司会】

それではそろそろ時間になりましたのでセッションを再開させていただきます。

先ほど 12 番まで終わりましたが、引き続き順番に進めていくということでよろしいでしょうか。満田さんどうぞ。

【地球・人間環境フォーラム 満田さん】

論点の順番についてご提案があるのですが、もし差し支えなければ、先住民族の項目を少し繰り上げて議論させていただければと思います。といいますのは先住民族のこの論点に関心をお持ちの参加者が何人か来ているのですが、明日のご都合がつかないという方もいらっしゃるようなのです。もし差し支えなければ論点を繰り上げさせていただければと思うのですが、いかがでしょうか。

【司会】

先住民族の項目について繰り上げて先に議論をしたいというご提案ですけれども、いか

がでしょうか。よろしいでしょうか。JBIC どうぞ。

【国際協力銀行 藤平】

結論から申し上げますと、ここは改訂に舵を切っているところの話の中での入れ替えということですので、個々人の事情まであれするのかという議論が先ほど出て、私どももそこをすべて斟酌するのは難しいとは思いますが、できるだけ意味のある議論をとということもまた一方であるので、常に妥協しているような感じであれなのですけれども、皆様方のご理解が得られれば、この順番の入れ替えはいいのではないかと私どもとしては思います。皆様方もよろしければ。

では、その方向でやらせていただきたいと思います。

【司会】

皆様ご異論ないようですので、今のご提案のとおり先住民族のほうを先に議論するというところで進めたいと思います。論点の番号としては21からということによろしいでしょうか。

それでは21番から再開したいと思います。稲川さんどうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

それではテキストの16ページ、21-1から始めたいと思います。先住民族を繰り上げたといっても、時間も限られている中で、繰り下がった論点の方が明日来れる保証がないかもしれませんから、全部上げたわけではないので、適切にピッチを上げていきたいと思えます。

21-1：依拠すべき国際条約・宣言と基本原則。これについては依拠すべき国際条約・宣言の明記と、先住民族の権利を認知せよということが提案でしたが、これについては改訂ニーズは認識しないということです。しかしながら、こうしたところでの解釈のずれが生じているということ自体がガイドラインとして問題があるという認識の下に条文を改めたいということとFAQの追加をしたいということです。

具体的には現行の条文に対して、項目が全体に3項目目の3項に、現在1項目しか先住民族のところはないのですが、これを3項にする上での最後の項目という言い方になります。要すれば、肝のところとしては、ここ自体にはポイントはなくて現状どおりというこ

となので、実際に肝は第1項、第2項のほうですので、これは後ほど説明します。

FAQのところは、ご意見もありましたとおり、先住民族に関する国際的な宣言や条約という現行の規定文書だけだと何が該当しているのかわからないということで、FAQとしてはそれにはどのようなものがあるかという質問に対して、アンサーとしては、先住民族に関する国際的な宣言や条約には、以下の宣言、条約が該当するというので、国連宣言とILO169号条約の名前が書かれています。同時にこれらのものが、何かいろいろなものが出てくる中で、ネイチャーを誤解されてしまっている方もいるということなので、これらはガイドラインが遵守等を要求する当該国法令や世銀、Safeguard Policy等の国際基準には該当しませんが、先住民族の権利等に関する国際文書として知られていますということをつけ加えさせていただいております。

ここまでは私どもの説明ですので、これについてそもそも改訂すべきではないという私どもとは逆のお考え、あるいは根本から何かおかしいという異論がありましたら、まずうかがいたいと思います。

【司会】

ありがとうございました。福田さんどうぞ。

【メコン・ウォッチ 福田さん】

先住民族については、ご提案ということなのですが、これが第3項というかたちに入り、第1項、第2項というかたちで今までのガイドラインとは違った内容が盛り込まれ、その三つのセットで新しい規定ということでご提案をいただいています。それはそれぞれ相互に関連しているというふうに読めるので、できれば21-1から3まで趣旨の説明はしていただいた上で議論させていただいたほうが効率的ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

【司会】

稲川さんお願いします。

【日本貿易保険 稲川】

そのようなことであれば、まず趣旨をすべて述べるということにさせていただきたいと

思います。

それでは 21-2 に入りたいと思います。21-2: 先住民族ということで、ここでは先住民族のいわゆる FPIC と言うのでしょうか、自由で事前の十分な情報を得た上での合意という言葉に義務づけてくれというものでしたが、これに対しては改訂ニーズが認識されない。しかしながら、同じく 21-1 と 2 のところは実は第 3 項、順番はさておき 3 項目が先なのですが、ここの中で条文の一部を改めて、考え方に誤解を生まないような文章にしている。

それは具体的には自由で事前の十分な情報に基づく協議を通じた当該先住民族の合意が得られるよう努めなければならないということで、要するに現行のガイドラインの条文は、自由で事前の十分な情報を得た上での合意の取得に努めるということなのですが、この考えは別に FPIC という概念を私どもが努めるということではありません。むしろ国際基準としての世銀、IFC 等主要な機関が使っている自由で事前の十分な情報に基づく協議、まずここを今次の改訂においては適合と言うのでしょうか。適合以上のかたちでまずここを果たしていきましょうという中に、他機関に先んじて、FPIC という概念を別に肯定しているわけではないのですが、協議の先には合意ありという一般論の中において合意もその中でがんばっていきましょう、努めていきましょうという趣旨であるというところを明白に述べているのが 21-2 の趣旨です。

そして 21-3、これは先住民族への配慮に関する計画、以下 IPP という言い方で略させていただきますが、IPP を作りなさいと。IPP を作るに際しては公開とか、協議とか、世銀等を書いてあるもの以上にいろいろやりなさいというご提案だったのですけれども、このところについては、以下の限りにおいて改訂のニーズがある。すなわち、世銀の中で規定している主要な項目をこちらの中でもコアとなる部分については明白にしていく。他方で、審議の中でもあったとおり、先住民族というところにかかわるさまざまな制約、あるいは政治的な問題等、ユーザーの方からのご意見というところも両天秤にかけるかたちで、ガイドラインとして義務づける場所としては以下のとおりということで 2 項設けました。

まず第 1 項目、(1)というところですが、17 ページに入っております。プロジェクトの先住民族への影響は、あらゆる方法を検討して回避に努めなければならない。このような検討を経ても回避が可能でない場合には、影響を最小化し、損失を補償するために、実効性ある対策が講じられなければならない。ここは一般条項というか、先住民族全般のところでの基本的な考え方は環境影響全般に通ずるところですので、いわゆる一般条項という位置づけになります。

それに対して実効性ある対策の具体的な中身が2項目です。先住民族のための対策は、現地国制度を踏まえつつ、別表記載の項目。別表記載の項目というのはどこに行ったのかということですが、これは前回、英訳をめぐっている議論もありました。基本的には世銀の OP4.10 の中で別表として付いているところを忠実に和訳するものが付けられる予定です。この表が含まれることが望ましく、独立または他の環境社会配慮に関する文書の一部として作成され、当該先住民族に理解可能な形式で公開または説明されるべきであるというかたちになります。したがって、21-1、2 で申し上げた第3項というところは、具体的にはその対策を講じる上での考え方やプロセスが書いてあります。もう一度繰り返すと、一般原則が第1項、第2項目として対策を作る上での具体的なマナー、第3項目が対策を講じるに際しての思想的なものと、あとは協議、合意に関する付随的な部分が書いてあります。

全体の説明は以上になります。まず先ほどと同様に、私どもとしての改訂する内容そのものに対して、すべきではないというご意見、あるいは根本的に違うというご意見からうかがいたいと思います。

【司会】

ありがとうございました。ただいま 21-1 から 3 までの説明がありましたが、稲川さんから今、ありましたように、根本的な意見といいますか反対意見がもしありましたら出していただければと思います。はい、どうぞ。

【大東文化大学法学部 苑原さん】

第2項目について、根本的な反対というよりは、現行のガイドラインの表現ぶりを今回新たな改訂の方向性として別の規定ぶりに直されたということの前提はともかくも、その規定ぶりの新たな提案が実際には表現上論理的に齟齬が生ずる可能性がありますので、コメントとしてひと言申し上げたいと思います。

改訂の方向性の に引用されている提案文ですが、先住民族のための対策を講じるに際しては、先住民族に対する国際的な宣言や条約の考え方に従ってというふうにして、もうすでに第1項で FAQ で言及される国連の宣言及び ILO 条約を明示されています。この両方の条約及び宣言文の内容、関連する規定を見ますと、自由で事前の十分な情報に基づく協議を通じた当該先住民族の合意が得られるよう努めなければならないという提案文ではな

く、むしろ自由で事前の十分な情報に基づく先住民族からの合意が得られるべきであるという規定ぶりになっていると私は認識しています。

具体的に言いますと、国連宣言の 32 条 2 項、それから IL0169 号条約の 15 条 2 項 1 文です。たぶんこの提案文は、JBIC/NEXI さんが先行する他の国際基準である世銀の operation manual の新しい 2005 年度版を参照されて、協議を通じたというふうに挿入されたとは私は理解します。そうすると誰と協議をするのかということをも明文化しない限り、この文章は論理的に齟齬を生じてしまいます。協議を通じたという言葉を入れずに、関係する先住民族との合意と言えればいいわけですので、できれば現行の条文をそのまま生かしていただければということでコメントさせていただきました。

【司会】

ありがとうございました。稲川さんどうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

苑原様、ご意見ありがとうございました。現行の条文のままのほうが良いというお考えですけれども、ご提案者は直してほしいというお話でしたので、私どもとしては現行の条文のままでも構わないですし、実はこのところで、苑原様はおそらくお聞きになられていないと思いますが、FPIC をすでに前提として私たちが動いているという誤った、私どもの考え方が伝わっていないかたちでご提案があったので、そのような誤解があってはいけないということで、すべてのところ、あるいは FAQ のところにも書いてありますとおり、ここにおいては私どもは、国連宣言及び ILO 条約に依拠すべきものとは考えておりません。これはコメントにも書いてあるとおりです。私どもとしては、ここにおいては適合する、あるいはそこに並ぶべきものとして世銀の基準を考えているので、世銀の基準をまず書いている。その延長線上に合意があるということですので、今の苑原様のご意見でも JBIC/NEXI としては構わないと言っては変ですが、そうすると誤解してしまう人がいるので、私どもとしては今の意見を強いて取り上げるとすれば、日本語の文言上、読めない人はそういないとは思いますが、協議の対象者がわからないということであれば、むしろこの当該の条文のところを、例えば諸権利が尊重されるとともに当該先住民族との自由で事前の十分な情報に基づく協議を通じた、あるいは自由で事前の十分な情報に基づく当該先住民族との協議を通じた合意が得られるよう努めなければならないとか、どこ

かに入れればいいのか、二つ書けばいいという感じなのですが、ちょっと wordy というか
くどいかなという印象はあります。考え方と修文のことについては、今後ご意見をおうか
がいしたところを踏まえつつ、もう一度成案ということでは考えたいと思います。

【司会】

ありがとうございました。よろしいですか。はい、どうぞ。

【大東文化大学法学部 苑原さん】

今の説明を聞いてもちょっと判然としないところがあります。すなわち JBIC/NEXI さん
としては FPIC 原則は取らないという前提の下で、ただし、現行の条文については、もし改
訂をするならば、今、言ったような提案文にするということですが、そうすると例えば世
銀の新しいマニュアルでは、十分な情報に基づく協議の他に、関係する共同体の広範な支
持が要件となっています。そこがどこに反映されるのか教えてください。

【司会】

稲川さんどうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

先ほどから申し上げておりますとおり、世銀に書いてあることをすべてガイドラインに
書くという思想ではありませんので、かなり大切な部分をハイライトしつつ、世銀の諸々
の記述に関しては適合に努めていくということです。以上です。

【司会】

福田さんどうぞ。

【メコン・ウォッチ 福田さん】

先ほど議論の出だして、稲川さんから、まずはそもそも改訂そのものに反対である。あ
るいは根本的な異議があるということに何かあればということだったので話さなかったの
ですが、これは NGO からの提言ということで出したことに対するレスポンスとして相当考
えていただいたものなので、まずは私たちの考えを先に申し上げさせていただいたほうが

いいのではないかと思います。このタイミングでよろしいですか。

まず最初に議論の流れ的なことを2点と、それから私たちの意見を2点ほど申し上げさせていたきたいと思います。まず一つは、私たちの提案内容に対してこのように改訂するという方向でここでご提案いただいているということについては、おそらく相当の検討を経たものなのだろうなと思っています。というのは先住民族に関する第6回でしたか、そのコンサルテーション会合の際は、同じNEXIの稲川さんから、3点ともについて改訂のニーズはないと明言され、私たちとしては「おおっ」と思いながら、結構ぎくしゃくした議論がその場は展開したまま終わってしまって、不完全燃焼だったなというところが正直ありました。

今回、このようなかたちでさまざまなことに配慮されたのですが、しかし、その中でも私たちの言わんとしている、あるいは私たちが問題意識として感じているところを一つの案として、文言として、改訂のニーズがあるとおっしゃっているところもありますし、ないけれども、このようにできるとおっしゃっているところもありますが、提示していただいたというプロセスは、おそらく相当の検討を要したということは認識していますし、それについては感謝したいと思っています。

総論として2点目ですが、それがゆえにおそらくこの文言というのは他の今回いただいている改訂の方向性とは若干、練り上げ方の粘度が違うのではないかとということも同時に思っています。というのは他の改訂の方向性について、ある程度JBIC/NEXIの考えがここで示された上で、それについてすでにコンサルテーション会合の場で議論してもんで、次の段階としてこの改訂の方向性が出てきていると思うのです。

ですが、この先住民族の論点については、あの場所では、実際実はこういう方向で改訂するけれどもどうですかというかたちでの議論ではなく、基本的にはノーですというかたちでいろいろな議論が進んでしまっています。今回、初めてJBIC/NEXIとしてこういう考え方でいきたいと思っていますということでご提案いただいたので、そういう意味では提案されているものそのものについては、まだもう少し他のものとは違った意味で文言を練り上げていく余地があるのだろうということを私たちは期待しているということは最初に総論として申し上げさせていたきたいと思います。

中身についてですが、細かな文言についてはまたいろいろ議論はあるのだろうと思うのですが、大きなことを2点だけ申し上げさせていたきたいと思います。まず、1点目は第3項で、現行のガイドラインにある文言を修正した上で第3項として位置づけるという

文言についてです。この文言に新しくご提案いただいた内容については、私たちは、もしこのままガイドラインに反映するというのであれば、強く反対せざるを得ないと思っております。

その理由は簡単でして、現在のガイドラインにおいては、先住民族の合意取得の努力というものは、何について合意を取得していただきたいと言っているかということ、現在のガイドラインの最初のほうを読みますと、プロジェクトが先住民族に影響を及ぼす場合、先住民族の合意が得られるように努めなければならないと書かれています。したがって、合意取得の努力の対象になるのは、通常これを読むと、プロジェクト、あるいはプロジェクトが先住民族に影響を及ぼすことであるというのが通常の読み方だと思います。

これに対して新しくご提案いただいた内容は、書き出しが先住民族のための対策を講じるに際してはというように始まっています。これは現在の文言は変えてあります。プロジェクトが先住民族に影響を及ぼす場合というものから、対策を講じるに際してはと変えられて、その文言が最終的に合意が得られるよう努めなければならないというふうに閉じられているので、これを普通に読むと、合意取得の対象は対策であるというのがおそらく普通の読み方なのだろうと思います。

我々はこの二つは大きな違いがある話であると思っています。そもそもプロジェクトが先住民族に影響を与える場合は、プロジェクトそのものについてまずは先住民族とのあいだできちんと話をし、影響を及ぼすのだけれども、それでよろしいでしょうかと。そこで合意取得の努力がまず1段階あって、実務上はいろいろなことがあると思いますが、少なくとも論理上はその先に、では対策についてどうしましょうかという話があるというのが現行のガイドラインのたてつけであったと思うのです。それがいきなり対策について合意でよろしいということは、今のガイドラインとは大きく異なる内容ですし、我々は今のガイドラインを弱める内容だと思っているので、この点についてはぜひ修正していただきたい。できればこの点については、書き出しの部分を現行のガイドラインの文章に戻していただきたいと思っています。

もう1点ですが、計画の策定についてはたぶん相当お考えの上でこのような第2項目という文章を入れていただいたのだと思っています。実は先ほど私が述べたこととの関係で、もしそのようなかたちで今提案されている第3項を修正していただくと、対策について協議をしてくださいというものが実は飛んでしまうことになり、対策については説明または公開ということだけに文章としては残るというかたちになってしまいます。もし私たちが

今ここで提案させていただいているこの第3項。この第3項自体も場所がここでいいのか、むしろ第2項なのではないかと私は思うのですが、この最初の書き出しを現行のガイドラインの表現に戻していただけるということであれば、対策について公開または説明ということとプラスして、協議を行うという内容を現在、提案されている第2項目、計画についての文言を中に入れていただきたいと思います。

長々しゃべってしまいましたが、ひとまず以上です。

【司会】

ありがとうございました。稲川さんどうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

福田様どうもありがとうございました。練り方の問題というところはこちらも重々承知しておりまして、そうしたプロセスを経ないがゆえに、文言が国語レベルのところでは落第点を取ってしまったということで、これは非常に申し訳なかったと。まず申し上げるならば、私どもは意図してここを直して改悪しようとしたということではなく、純粋に私の国語の点数が低かったということです。

したがいまして、各論のところではいただきました3項目の中の書き出しの点を、現行のガイドラインで使われているところの、プロジェクトが先住民族に影響を及ぼす場合という書き方を使いつつ、また今の3項を2項に入れたほうがいいのかということも、ご趣旨のとおりだと思いますので、そのあたりを直しつつ、国語の家庭教師にもついてもらって、文章をブラッシュアップしていくというかたちで次の改訂案のときには及第点を取れるように努めたいと思います。

その上で公開、説明のところはどこまでに係ってくるのかということについても考えてちょっと入れていきたい。今のところを確認させていただくと、協議のプロセスが2項と3項で分かれてしまっているということにもう問題があるのでしょうか。今、先住民族のための対策、いわゆる計画を作って公開しますというくだりのところに、たぶん他の項目に泣き別れになってしまっている協議が入ったほうがいいのか。それともここにもう1回協議という言葉を入れておけば、こちらに FPI、コンサルテーションというかたちになっているところは残しておいて、こちらに協議という言葉のリファーするかたちでもう1個のところも協議が入っていればいいのかという理解でよろしいでしょうか。

【司会】

福田さんどうぞ。

【メコン・ウォッチ 福田さん】

ご理解いただきありがとうございます。最後のお問い合わせについてですが、実務上は実際にプロジェクトの影響についてまず合意を取得するために行われる協議と、それから対策について、こういう対策をするという協議が二つ別に行われるのか、それがどのような順番で行われるのかは、さまざまなことがあるだろうと思います。ただ、一方で、プロジェクトについて合意を取得するという一連のプロセスと、それから対策についてきちんと対策を説明し、住民からのインプットを得て、そこに反映していくというプロセスは論理的には違うものだと認識していますので、それはできれば再度書いていただいたほうがいいのではないかと私自身は思っています。

【司会】

ありがとうございました。稲川さんどうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

承りました。今、計画を作る際の協議というところが抜けていますので、ここについてはレベル感を見ながら文言を考えさせていただきます。

【司会】

はい、どうぞ。

【市民外交センター 木村さん】

まず、今の点がクラリファイされた時点で、先住民族の部分は、先ほど福田さんからご指摘があったように、前回のコンサルテーションのときには不完全燃焼に終わった部分だったので、今回のご回答を見た段階で、その後、かなりいろいろと工夫していただいたのではないかと考えていますし、そういう意味で私も非常に感謝したいと思っています。特に1項目目と2項目目、原則の部分と、それから対策を作り、そして公開するという部分、先ほどおっしゃったようなかたちで直していただければ、これに関して

は非常に評価したいと思っております。

先ほど、大東文化大の苑原さんから指摘があったとおり、まだまだ少し我々として残念に思うところがあるとすれば、それは現在あるところの第3項目ではないかと思えます。ただし、この中でもJBIC/NEXIさんの立場を明らかにしていただいたという点はまず非常に評価をしたいと思っております。それが私たちの主張とは相入れるものであるかどうかということは別として、今までのガイドラインの中であったものでいったいどのようにやっているのかが明らかではなかった部分から、どのようなかたちでやっておられて、そして、どのように我々の主張と違うのかということがわかったという点は一歩前進かと思っております。

最後は本当に蛇足ですが、先ほどのFPICの点については、今だに我々としては残念に思っているところです。ただ、これについては前回もうたくさん申し上げましたので、今日はこれ以上は申し上げません。以上です。

【司会】

ありがとうございました。はい、どうぞ。

【東京工業大学 原科さん】

FPICがそれほど一般的ではないという認識だということだと思いますが、私はそうでもないと思っていたので、ちょっと意外だったのです。世銀の友人から聞いたのですが、世銀では最近、この1年ほどのあいだはもうコンセントが一つのキーワードになっているということを聞きまして、だからコンセントというのはFPICは大変大事だと思います。そのあたりがそうではなくてコンサルテーションまでという判断は、どのような根拠でそう判断されたのか、ちょっと説明していただけますか。

【司会】

稲川さんどうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

木村様、原科様、ご意見ありがとうございます。今のところは私どものほうも主要検討のポイントと協議まで読み上げなかったもので、ちょっと誤解があるのではないかというこ

とです。基本的に私たちは FPIC が一般的ではないとも思っていませんし、コンサルテーション止まりということも申し上げていない。ちょっとそこを正しく読み上げさせていただきます。趣旨がご理解いただけると思われます。

17 ページの上の段で、タイトルは入っていませんが、「た権利回復の重要権利の一つとされ」で始まる行の3行下から、3：主要な検討ポイントと認識ということです。現在において FPIC に言及する唯一の国際的文書が先住民族の権利に関する国連宣言であるということは事実です。そういう状況において、これを国際的な趨勢とみなすかどうかという検討を上で書いたとおりです。これはさまざまな部分から検討しまして、国連宣言が各国に対して法的拘束力を有しているか否か、また各国において、200 余を超える国において、いわゆる FPIC 概念、あるいは国連宣言がどの程度整備されているのか。また3点目、我が国、また他国において、国連宣言がいかに認識されているのかといった点を検証させていただきました。

このあたりはご専門の苑原先生を前にこのようなことを言うのは釈迦に説法というか、もう恥ずかしい限りですが、私どもとしては、ECA としてできる限りの、私たちは学術機関ではありませんので、私どもの規範の中においては適切に検討した結果、これは国際的な趨勢には至っていないという結論に至っております。したがってこれをもって国際的な趨勢としてニーズとしては認識されない。また、FPIC 概念単体について、他に国際的な趨勢として認識するに至る内容も確認されない。また、他の機関のガイドラインとの比較衡量においても、他 ECA において FPIC を規定する機関は存せず、世銀、また IFC は、自由で事前の十分な情報を得た上での協議を規定するのみでありと。

このあたりは個々人の方がどのように認識されているのかということとは別に、機関としての意思決定ということで加えれば、ADB が、これも足並みをそろえようという、これもいろいろご異論のある方もいらっしゃるようですが、そういうアプローチも試みているという中では、相場観として Free Prior and Informed Consent/Consultation というところが相場から外れているとも思わない。またコンセントというところに相場観が固まっているとも思わない。一般的かどうかという話ではなくて、規定上どうなっているかということが大切ですので、この点において、改訂ニーズというものは他機関との比較からは認識されないということです。

しかしながら、5項目目で、私どもの考え方というのは、FPIC 概念、いわゆるコンセントというところから直接由来しているものではない。由来していたら何か変な話なので、

誰も相場観のないところにいきなりポーンと立っているというのは、個人の意見ではなくて組織の考え方としてはロジカルではないなというところがあります。その上で規範に立つところとして、まず世銀の考えを踏まえていく。

しかし、このあたりはまさに原科様がおっしゃったようなところとJBIC/NEXIは平仄は合っていると思うのですが、そこにとどまらず、進行的な概念としてのコンセントというところに多少なりとも歩みを進めていく。少なくとも他機関よりも前に出ている、模範となるようなスタンスを取る。そのところは今回も崩していませんし、そのところがわからなかったがゆえに、コンセントを取って当たり前というようなご意見もあったりするわけですが、そういうことではなく、あくまで世銀の基準の中で抜きん出ているのであって、最初から全然違う世界にポーンといて孤立しているということではないという意味で私どもはこの結論に至ったということです。

【東京工業大学 原科さん】

ということはコンセントを否定するわけではないということで、それに努めるということですか。そこを目指していくという点ではいいのだけれども、今の段階ではまず協議という解釈ですか。

【司会】

稲川さんどうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

おっしゃるとおりだと思います。協議ができていれば、コンセントというところは場合によっては非常に近いところにもあるだろうなという気持ちもあります。他方で、では必ず合意なのだというと、私たちもすべてのもので遵守しきれるところでもないですし、なかなか難しい問題もあるということで、今のところ努力目標にしています。ここはどれだけコンセントというものが世間一般で言えば国際的なガイドラインの中、あるいは世間一般の中で熟した実となっていくのかというところを踏まえながらのものではないかと思っております。

【東京工業大学 原科さん】

コンセントを求めてコンサルテーションをしっかりとという点では、私もそういうことだと思います。というのはコンサルテーションという言葉は結構いろいろ広く使われますので、実際にこういう合意を求めないでコンサルテーションだけやるということもありますから、そうではなくてコンセントを求めてやっていくということですね。そのためのコンサルテーションを意味あるものにしなければいけないということを前から言ってきているのですが、そういうことであれば理解しました。

【司会】

ありがとうございました。はい、どうぞ。

【大東文化大学法学部 苑原さん】

この場はもちろんアカデミックな場ではありませんので、国際的な趨勢について議論するつもりはありません。さらにJBIC/NEXIさんが非常に志を高くして、より一歩進んだガイドラインづくりを目指しているという理念は非常に賞賛すべきものだと思います。ただ、問題はそんなに難しいものではなくて、コンセントか、それともコンサルテーションかということよりは、平易な言葉で言うと、お医者さんにかかったときに、お医者さんからいろいろと病状などについての説明を受けて、患者である自分がどのようにしてこういう病気になるのかを十分にこちらのほうからも説明をして、お互いに医療従事者の専門知識をわかりやすい言葉で話していただき、逆に影響を受ける患者のほうも、自分としてはこういう症状があるから治してほしいということをしてすべて情報を出して、お互いにコミュニケーションを対等なかたちで行い、その上で個別個別の症状に応じたベストの処方をするという、いわゆるインフォームド・コンセントを国際的な場でJBICさんが実務の場で直面するときに同じように考えていただきたい。

その際に、医療の場とは違いまして、先住民族に対して、その人たちが土地とか資源に対して非常に愛着を持って文化的にアイデンティティの基本としているということを十分ご理解の上、場合によってはそれを権利として尊重され、そして相手が何をもって自分たちの開発に必要かということ十分に意見を聞いた上で、これから私ども援助機関がこういうプロジェクトをいたしますが、こうこうこういう結果になります、そしてあなた方の生活とか文化にこういうことになりますということを十分に相手の立場に立ってご議論い

ただくということが協議の重要な内容でして、最終的にその結果として合意がなされればベストだということです。そのあたりのところをしっかりと押さえていただいて、単なる形式、手続き論ではない協議をやっていただきたいということです。以上です。

【司会】

ありがとうございました。稲川さんどうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

原科様、苑原様、ありがとうございました。お言葉を重々踏みしめつつ、ガイドラインの取りまとめに入っていきます。まず原科様からいただいた中で、私どもも、自分で自分をほめても何ですが、ちょっとがんばったなというところは、Free Prior も加えたということで、原科先生の言っているコンサルテーションがかたちだけのものにならないという意味では、現行のガイドラインをもう少し明確にしたのではないかという認識です。

苑原様のほうのところも、しごくごもっともと思いつつも、揚げ足を取るわけではないですが、私たちは援助機関ではありません。私どもはECA ですので、直接先住民族の方と協議する機会はありません。たぶん言い違いだけだと思うのですが、JICA と同じようなものだと思ってリクエストされてしまっていると、最初の立ち位置のところ意見がずれていってしまうというところがありますが、言わんとするところは私どもも重々かみしめて、そういう中でこういう文言を作ってきたということです。ご理解いただければと思います。

【司会】

ありがとうございました。他にご意見、ご質問等ありますか。はい、どうぞ。

【個人 宮淵さん】

今回のご提案の改訂の案文を読ませていただきました。産業界としては、先住民族の問題は当該国政府との関係もありまして、なかなかナーバスな問題ですが、そのあたりをかなり配慮された文言になっているということで、先住民と直接対話ができないというケースもあります。あるいは国によっては先住民と認めていない国がありまして、そういう相手国政府と交渉しなければならない。事業者はそういう立場になる場合もありますので、

そういった意味ではこれはかなり配慮されている計画だと思います。そういった意味で、実際に事業をやる人の立場も考えた上で最終的なものにできればいいなと思います。

【司会】

ありがとうございました。他にご意見、ご質問等ありますか。

よろしいでしょうか。それでは先住民族の項目については、特段これ以上のご意見、ご質問等はないようですので、ここで切らせていただいて次の項目にということにさせていただきます。

そうしますと次はまたもとに戻るということでよろしいでしょうか。

それでは総括表の1ページ目の一番下に戻るということで、28番ですか。これはJBICのほうですね。お願いします。

【国際協力銀行 藤平】

総括表のほうでいくと1ページの一冊最後の28番、地球環境保全になります。改訂の方向性の取りまとめ表でいきますと21ページになります。

こちらについては私どもJBICの提案です。本論点については改訂ニーズを認識するというところで、温室効果ガス削減効果の有無、度合いなどについて、スクリーニング・フォームに別枠を設ける格好で申告していただくようにするという提案です。これまでの議論の中でもいろいろな点があったと思うのですが、あえてクラリフィケーションをもう一度申し上げると、私どもとしては環境への取り組みということであれば、個別案件の環境社会配慮の確認という側面と、それからちょっと言葉は気をつけなければいけないのですが、環境フレンドリーな案件をサポートしていくという二つの側面があって、後者のところについて、私どもが、与信方針とかポリシーとしてどうしていくこととは切り離して、情報として両方を把握するというのをやって、把握の上、公表を最終的に考えていきたいということなんです。

したがって、温室効果ガス削減効果の該当する案件については、その情報をいただくということでもって案件の取り上げにプラスに働くとか、マイナスに働くとかということではなく、どちらかという環境社会配慮との確認でいけばプラスに働いて、環境社会配慮があまりよくななくても取り上げるということにつながるのではないかという誤解もあるかもしれませんが、そういう誤解を生むつもりもありません。さらに言うと、私どもの優遇

措置とも、ここにいただく情報で直につながるといってもないということです。したがって、何かの紙が必要でしょうから、スクリーニング・フォームに別枠を設けて、これは環境社会配慮の確認の対象とはしないということで別枠を設けてデータの把握をしていきたい。以上の何かと信方針のからんだようなことを考えているというわけでもなく、逆にこれ以下でもないということです。

そういう意味ではスクリーニング・フォームの具体的なイメージをきちっとしたかたちでご提示できるわけではありませんが、イメージとしてはスクリーニング・フォームに別枠を設けて、そこに具体的な記載項目のようなもの、チェックボックスのようなものを入れて、省エネ関連の案件とか、新エネ再生可能エネルギー案件とか、リサイクル関連の案件とか、その他京都議定書に基づく CDM、JI に該当する案件とか、そういった類のものをチェックボックスにチェックを入れていただくような格好で、かつ何かその先に数値基準があるわけではなくて、言葉でその具体的な内容をご説明いただくというようなものを考えております。レポートをいただく内容は試行として考えて、トライアルからやっていくということを考えてはおりますが、枠組みとしては、今、申し上げたように、スクリーニング・フォームの中に別枠を設けるような格好でというイメージです。

私からの説明はとりあえず以上です。

【司会】

ありがとうございました。満田さんどうぞ。

【地球・人間環境フォーラム 満田さん】

この論点に関しては、私たちはどのようにコメントをしていけばいいのかということについて迷ったり、議論したりしているところで、ちょっとぼんやりしたコメントにならざるを得ないところがあると思います。この点について、JBICさんとして低炭素社会の実現に向けてとか、地球環境保全に向けて戦略的に取り組もうというお考えなのではないかと思えます。それ自体は否定するものではないですし、すばらしいことだと思っています。ただ、その一方で、ちょっと意図が理解しきれないところもあるのかもしれないのですが、私としてはある意味スクリーニング・フォームにそういった項目を設けるといって、わりとささやかなことではありますが、コメントが二つあります。

環境保全に資する、環境フレンドリーな案件を支援していくというのは非常にいいこと

だと思いますが、その用語の使い方は、地球環境保全問題はいろいろな 이슈がある中、包括的な評価を必要としている中、一つの計れる指標ということだけを取り上げたときに、いろいろな意味で大きな環境社会インパクトを伴うかもしれない案件を環境保全案件とある意味で位置づけてしまうことになるのではないかと。ちょっと心配しすぎなのかもしれませんが、そういった疑問を感じています。具体的にこういう案件は地球環境保全案件とは言えませんねというような話は、前回のコンサルテーション会合のときにさせていただいたとおりです。

もう一つですが、藤平さんがいくつかおっしゃった中には、聞き漏らしてしまったところもあるのですが、気候変動問題以外の案件も含まれていたのではないかと考えたのですが、もしこれを気候変動問題といいますか、温室効果ガス削減案件の支援ということでお考えであるのであれば、気候変動問題に本当に真剣に積極的に取り組んでいかれるおつもりであるのであれば、温室効果ガス削減効果を持つ案件とその程度を把握されるのみならず、温室効果ガスを排出する案件及びその程度についても併せて確認を行わなければ、より根本的な問題を見過ごしてしまうのではないかと考えています。以上です。

【司会】

ありがとうございました。JBIC どうぞ。

【国際協力銀行 藤平】

二つお話があったのですが、私はもしかしたらちゃんと理解できてないのかもしれませんが、まず二つ目のほうから。具体的に削減量が、あるいは数値のようなものを把握したほうがいいのではないかとのご指摘だったと思いますが、違いますか。

ごめんなさい。もう一度1番目と2番目のご指摘の点をおっしゃっていただけますか。

【司会】

満田さんお願いします。

【地球・人間環境フォーラム 満田さん】

申し訳ありません。1点目は、要は温室効果ガス削減効果のみを取り上げて環境保全案件と言ってしまっているのかということです。2点目については、温室効果削減案件、削

減効果の有無、度合いのみを評価してよいのか。要は温室効果ガスを排出する案件に対して支援を行っている一方、削減効果のみに着目していいのかという、ひょっとしたら too much かもしれない提案ですが、例えばある火力発電所案件などにおいて排出を現にしているわけですね。その排出というものを評価しないでよろしいのかという問題提起です。

【司会】

JBIC お願いします。

【国際協力銀行 藤平】

私どもとしては、最初から完璧な仕組みができるというのはなかなか難しいだろうなと思っているところがあります。そういう意味では今のご質問、あるいはご指摘の温室効果ガスの削減ということから地球環境保全ということに全部つながるのかというお話だと思いますが、地球環境保全という言葉自体が今、いろいろな意味を持ってきている中で、温室効果ガスの削減ということそのものは地球環境保全というものと1対1対応ではないかもしれませんが、温室効果ガスの削減ということだけをとらまえば、これは環境にはプラスに働く要因ですねと。これそのものを誰も否定はできないでしょうねと。そこはブロードな言い方ではなくて、温室効果ガス削減というようなことからスタートするということなので、正直言って論点28のタイトルそのものもちょっと変えるということも考えているということはこの中にも書いてあります。

ですからとりあえずのターゲットは地球環境保全に資する案件の全部をと、いろいろな側面から比較衡量したまでの全部ということではなく、温室効果ガス削減効果の認められる案件からという趣旨です。絶対的な排出量全体とかという話もあるのですが、それはあくまでも地球環境にプラスになる側面から把握するという趣旨ですので、スタートとしては温室効果ガス削減効果のある案件という意味での定性的なところからスタートするということと考えているということです。私は答えたつもりでありますけれども。

【司会】

はい、どうぞ。

【(社)日本プラント協会 長田さん】

国連の気候変動枠組条約の下での CDM、JI のプロジェクトが進んでいますが、その中で今、特に CDM ですけれども、追加性の議論が、要するにファイナンスの決定をする段階で CDM という効果が議論されていたかどうか結構、重要なポイントとなっています。ですから、今例えばこれから JBIC さん、NEXI さんの融資もしくは付保されるプロジェクトが、そういうクレジットの効果を生むかどうかは、ちょっと先の話になるかもしれませんが、融資の時点で GHG 削減効果を見ていたという記録が残っているというのは、おそらく将来プラスになる可能性があると思いますので、そういう観点からも含めておいていただくと、後でプラスになるのではないかと考えます。

もう一つ、では増えるプロジェクトはどうするのかということになりますと、増えるプロジェクトを全部やらないというわけにも、これもまたいかないと思いますので、そこは両方を見ながらやっていっていただくしかないのではないかと思います。以上です。

【司会】

ありがとうございました。JBIC どうぞ。

【国際協力銀行 藤平】

私どもが今回いただく情報が、私どもの将来の融資にあたっての取り上げとか優遇措置といった類のものと関係のないものであるということについてはご理解いただいている上でのご指摘、お話だと思っています。そういう意味では CDM、JI も、私どもからすれば温室効果ガス削減効果のある案件になるだろうと思っていますけれども、どのレベルで切るのか、どの時点で切るのか。そういう候補の案件ということで申請されているのか、それとももうすでに現地国、あるいはホスト国のほうでの承認も受けているものなのか。それは把握の仕方の問題だろうと思っています。もちろん、現地国の承認まで取れているということであれば、おそらくほとんどの案件はこれにひっかかってこないのではないかと思いますけれども、あくまでも何らかの基準をもって把握をするということが当面のポイントなので、そこは具体的な文言の中で考えていきたいと思っています。

【日本貿易保険 小泉】

脚注的になりますが、ひと言だけ。今 JBIC/NEXI ということで長田さんからご発言があ

りましたので、NEXI のほうは本件はまだ今のところ数量を把握するというニーズはないものですから、本提案はJBICさんのご提案というご趣旨です。

【司会】

ありがとうございました。はい、どうぞ。

【東京工業大学 原科さん】

そうすると今のご説明で、これはあくまでもそういうプロジェクトを記録としてとどめるための情報収集という目的だという理解でよろしいですね。ただ、温室効果ガスの影響を考える点で、普通のアセスメントの中では温室効果ガスは最近は取り上げることになっていますので、それはそれでちゃんと評価項目できちっとやっていただくということは大事だと思いますから、それは個別の案件の評価ですけれども、廃棄物などはそうですけれどもね。そういう意味では個別のプロジェクトでは、温室効果ガスがどれくらい出るかというチェックはちゃんとやられるわけですよ。

【司会】

JBIC どうぞ。

【国際協力銀行 藤平】

私どもの中で温室効果ガスの削減の量とか程度がアプリアリに案件の取り上げ基準になっているわけではないと思っています。そういう意味できちっと把握されるというのはどの程度のことというのがありますが、まずとにかくこの段階では将来の取り上げとか優遇措置とは関係ないこととして、そういう案件を把握するということになるわけなので、今の段階では、私がここで申し上げられるのはそこまでというだと思っています。

【司会】

ありがとうございました。はい、どうぞ。

【(社)日本プラント協会 新開さん】

私自身は社会環境配慮のガイドラインについて、あまりいろいろなことを盛り込んでし

まうのは、むしろガイドラインをきちっと実行していくためには必ずしも好ましいこととは思っていないのです。そういう意味では例えば採取産業についての資金の流れの問題なども、これはこれで大事な問題だけれども、それは別の枠組みの中で、それはそれとして追求していけばいい話で、環境ガイドラインの中でそういうものを入れていくということはどうかと思うのです。

要するに環境ガイドラインというのは純粹に純化して、それはそれとして追求すべき話ではないかなと思うのです。そういう意味では環境フレンドリーな案件というか、GHG ガスの削減効果があるプロジェクトについてやっていくというのは、これはこれで別の枠組みがあって、今、国連を中心に CDM とか JI とかというシステムがあって、それはそれで追求されているわけです。

先ほど藤平さんがおっしゃったのは、それ以外に例えば省エネプロジェクトとか、再生可能エネルギーとか、そういうこともチェックリストにそれとして書いてもらうということだったと思います。例えば省エネプロジェクトであっても、厳密に言うと CDM プロジェクトになるかどうかというのは、またいろいろな方法論などがあって必ずしもそうならない。だけれども、そういうものは一応今回のやつではチェックリストでチェックしてもらって出してもらうというお話でしたが、そういう問題があると思うのです。

JBIC としての本当の目的が私は必ずしもまだはっきりわからないのだけれども、内部資料として行内の参考にしたいと。そういうプロジェクトを JBIC としてはいろいろ追求しておられますから、いろいろなファンドを作ったりしてそこに投資されるとかということがあるので、それはそれで立派なことだし、そのための参考資料にしていかれるという目的があるのかもしれませんが、必ずしも目的がもう一つよくわからない。かといってチェックリストのところでチェックするかどうかという問題は、それほど目くじらを立てている議論する話でもなくて、そうしたいとおっしゃるのであれば、それで結論としてはいいのだけれども、目的がよくわからない。目的がもうちょっとわかれば納得する話ではないかと思います。

【司会】

ありがとうございました。はい、どうぞ。

【東京工業大学 原科さん】

私も記録することの意味はあると思いますが、逆にミスリーディングでチェックリストに変な期待を持たされても、それがちょっと気になるので、今おっしゃったように何か別のかたちで情報を集めたほうがいいのではないかという感じもします。

【司会】

ありがとうございました。JBIC どうぞ。

【国際協力銀行 藤平】

間違えていただきたくないのですが、チェックリストではありませんので、スクリーニング・フォームに別枠で、しかも環境社会確認配慮とは別枠でということです。繰り返し申し上げているとおり、環境問題の取り組みに両側面があります。確かに環境ガイドラインとはなじみがないので、皆さんはなんとなくピンと来ないという部分はあると思います。新たな試みであるというのは事実です。

ただ、環境問題の取り組みというのは両側面ある中、融資取り上げの条件でもないし、逆にプラスにもならないということではあるものの、温暖化ガス削減効果という切り口をもって、その案件の情報を把握したい。それをむしろ公表するということは、JBICを通じて皆様方が両側面に資するようなことをやっておられるということのエビデンスにもなると思っているわけなので、それは立派な目的があると私は思っています。ただ、試行で始めるということには変わりはないので、いずれにしても次回、チェックリストではなく、スクリーニング・フォームの案を提示したいと思っております。

特にこれ以上ご意見がなければ。

【司会】

はい、どうぞ。

【FoE Japan 清水さん】

必ずしも今までの議論とリンクしているわけではないのですが、地球環境保全に貢献するプロジェクトという意味では、2005年にECGでrenewable energyとwater projectについては緩い融資条件で支援をしていくという取り決めがされています。それについては、

特に water project については WCD の core value とか、strategic priorities に対して一定の重要性を認識するというような言葉だったと思うのですが、そのような文言がそこでアグリーされた ECA においても認識されているという状況です。そういう状況の中、いったいこれがどのように運用されているのかは全くわからないのですが、それについてこの場面で聞くのが適切かどうかはよくわからないのですが、教えていただくと幸いです。

【司会】

JBIC どうぞ。

【国際協力銀行 藤平】

ご質問されているとおりガイドラインとは直接関係のない話ではありますが、これはポリシーの話ですね。誤解のないようにしたいのですが、今回、スクリーニング・フォームで挙げていただく情報をもって私どもが案件取り上げとか優遇措置とかということではないということを申し上げておきます。一方で、OECD のセクター了解であるような内容というものは、それこそ renewable energy のものであれば、他の OECD タームよりもちょっと緩い条件でというのはある。それは与信の話です。それはそちらの要件として、別途融資をするしないの判断としていただく。こちらはこちらで、環境社会配慮の確認ということではないかもしれませんが、別途いただく。そういう趣旨です。ですからここでいただく情報が案件の取り上げとか、それから優遇措置とかとリンクしていないと申し上げているのはそういうことです。でも別のところで、その案件そのものが私どものファイナンスと関係して、それなりのタームということはあるとは思っています。そういう意味です。

時間がだいぶ押してきております。28 はよろしいかと思えますけれども。

【司会】

よろしいでしょうか。当初の予定されていた時刻をもうすでに回っておりますが、皆さん、もしよろしければ、もう少し続けさせていただければと思います。よろしいでしょうか。

いずれにしましても無制限にやるわけにはまいりませんので、議論としてはあと 35 分ぐ

らいで最後締めて、終わるのはどんなに遅くとも6時半という感じでやらせていただければと思います、それで皆さんよろしいでしょうか。

なるべくスピードアップしてやっていただければと思います。それでは次の項目に移らせていただきます。

【日本貿易保険 佐藤】

次の項目は総括表の2ページ目に入ります。15番、原材料調達です。これに関してですが、15、16、17、それから追加の6が実はほぼ似たようなかたちでの議論ではないかというところがありまして、先ほどの先住民族のところと同じようなかたちで、もしよろしければざっとこちらの見解というか判断を読ませていただいて、それに対するご質問等を受けたいと思うのですが、それでよろしいでしょうか。

ご理解いただけたということで、ざっと行かせていただきたいと思います。まず15ですが、整理表でいきますと8ページ目の原材料の調達というところですが、これに関しての私どもの認識ですが、まず現時点では十分な改訂ニーズは認識されませんでした。ただし、現行ガイドラインの条文の解釈を平易かつ明確にするため、合理的と考えられる範囲ということと、二次的、派生的な影響をFAQで具体的に記載する内容についてさらに検討すべきと認識するということです。

どういった内容を記載するかですが、(1)(2)を読ませていただきます。合理的と考えられる範囲とは、当該プロジェクトと派生的・二次的な影響または累積的影響の生じる関連プロジェクトとの開発時期、位置関係、相互依存関係、両プロジェクト実施者の関係等の観点から総合的に判断するものです。

2番目、派生的・二次的な影響とは、当該プロジェクト実施に伴い必然的に生じる影響のうち、当該プロジェクトから直接には生じない、総じて当該EIAでは直接の評価対象としない影響を意味します。その範囲は多岐に及ぶため、該当するセクターや類型として一律に例示するものではありませんが、例えば原材料と加工設備の関係は相互に派生的・二次的な影響を及ぼす蓋然性の高い関係にありますということが今回の私どもの提案になります。

続けて、16番に行かせていただきます。林産業部門における森林認証の取得の推奨・要求です。これに関しては私どもは改訂ニーズを認識しております。具体的にはどのようにするかといいますと、これが提案ですが、(1)現行ガイドライン「対象プロジェクトに求め

られる環境社会配慮」に新たに「生態系及び生物相」の項目を設け、その1項として「産業規模の商業伐採を伴うプロジェクトでは、森林の違法伐採は回避されなければならない。違法伐採回避を確実にする一助として、プロジェクト実施主体者による森林認証の取得を奨励する」を規定する。それに併せまして、現行チェックリストのうち「林業」について、「プロジェクトは森林の違法伐採が行われていないか、あるいは森林認証の取得が行われているか」ということを規定するというのが16番に対する私どもの認識と提案です。

それから17番、保護価値の高い森林の転換を行うべきではないというところです。これと、ページをめくっていただきますと追加論点の6があります。24ページ、生態系の保存です。実は私どもは16番と17番は同じ世銀の中の重要な自然生息地と重要な森林はほぼ同じ定義がされていますので、これを一つとして扱って、同じ提案をさせていただいております。

17番をまず代表して読ませていただきます。本論点については改訂ニーズを認識するという事です。具体的にはどういうことを提案するかと申しますと、ガイドラインの「対象プロジェクトに求められる環境社会配慮」に新たに「生態系及び生物相」の項目を設け、その1項として「プロジェクトは、重要な自然生息地または重要な森林の著しい転換または著しい劣化を伴うものであってはならない」ということを規定します。それからFAQに、重要な自然生息地の定義と重要な森林の定義、これは世銀の定義に準じた内容になりますけれども、これを記載させていただくという提案になります。これは追加論点6と同じ内容になります。

以上が私どもの認識と提案になりますが、ご意見を承りたいと思います。

【司会】

満田さんどうぞ。

【地球・人間環境フォーラム 満田さん】

非常に難しい提案を真剣に検討していただきありがとうございました。私も今のご説明に対してまとめてコメントさせていただきたいと思います。

まず原材料の影響についてですが、の(1)、先ほど読み上げられたところです。ここに記載している文言についてのコメントです。今、改訂の方向性を議論している中、どこまで細かい議論ができるかというところもありますので、また具体的には書いたものなどで

コメントさせていただきたいと思います。今、記載されている の(1)については、原材料の影響ということをおそらく念頭に置かれて、複数のプロジェクトの関係を記述しているのではないかと考えました。ただ、これですと通常考えられる派生的・二次的影響、例えば取水による下流域の減水などに派生する影響を前回例示されていたと思いますが、そのような通常念頭に置かれている派生的・二次的影響の合理的と考えられる範囲が抜け落ちしてしまうのではないかと感じました。ですから、関連プロジェクトの部分をもうちょっと表現を変えたほうがいいのではないかと感じました。

それから(2)ですが、派生的・二次的影響とはというところで、この文言ですと、EIAで書いてあれば直接的影響というように読めてしまうと思います。ご存じのとおりEIAというのは非常に多種多様で、ものによっては非常に広くスコープを取ってあったりするものもありますので、このあたりは若干誤解を招くような記載なのではないかと思いました。具体的にはコメントを出させていただきたいと思っております。

論点 16 の認証の取得のところですが、ここについては認証取得の意味合いとして違法伐採を挙げられたのだと思います。それは非常に重要なポイントですし、私も賛成するところです。ただ、ここで産業規模の商業伐採を伴うプロジェクトではというような枕詞が付いていますが、ジェネラルな意味での違法伐採ですので、違法伐採の形態はさまざまで、必ずしも商業伐採にからむものばかりではないということに注意喚起させていただきたいと思っています。ですから、これはシンプルに、森林の違法伐採は回避されなければならないというような文言でいいのではないかと感じました。

もう1点は、ここで非常に踏み込んで森林認証の取得を奨励するということが書かれてはいるのですが、ぜひとも森林認証の取得したところの木材の調達というような文言を入れていただくと、森林認証の性格上、非常に趣旨に合ったものになるのではないかと思いました。あるいは森林認証の利用とか活用とかというような文言でも言い換えられるのではないかと思いました。

論点 17 及び追加論点の生態系ですが、そこについては世銀の OP4.36 にならった記述ぶりということで理解しています。これに関しては特段の異論はありません。ただ、著しい転換または著しい劣化という言葉づかいは、世銀の OP4.36 にならって、著しい転換または劣化で十分なのではないかと思っています。というのも OP4.36 あるいは OP4.04 の自然生態系のところ、この Annex A に定義がいろいろ書いてあるわけですが、著しい転換、そして劣化が別々に定義が書かれていまして、おそらく意図するところは、この二つの定義を

参照されるのではないかと理解しておりますので、文言上もこれにそろえたほうがいいのではないかと考えています。確認ですが、著しい転換と劣化の定義は世銀に準じるという理解でよろしいのかどうか。以上です。

【司会】

ありがとうございました。はい、どうぞ。

【日本貿易保険 佐藤】

満田さんありがとうございました。いくつか質問とご意見をいただいておりますので、今、答えられる範囲での認識をご説明いたします。

最初、15番のところの原材料調達の話です。の(1)のところですがけれども、これはプロジェクトとプロジェクトの関係になってしまっていて、プロジェクトあるいはコミュニティとか何か他のものということもあり得るのではないかとのご指摘だと思います。その点は理解いたします。例えば、詳細な書き方は考えたいと思いますが、二つ目のプロジェクトといったところに、関連プロジェクト等とするとかといったことも一案ではないかということもありますので、そのあたりの文言等は考えたいと思っております。

それから、(2)のところの当該EIAでは直接の評価対象とはしないというところですが、そういったところもちょっと考えて総じてと書いてはいたのです。そのあたりで誤解が生じやすいということであれば、何かご提案されるということなので、それを参考にさせていただくことも考えたいと思っております。

16番ですが、2の(1)のところ、産業規模の商業伐採を伴うプロジェクトでは森林の違法伐採は回避されなければならないと書いてありますが、満田さんがおっしゃるように、産業規模の商業伐採を伴うプロジェクト以外ではいいのかというと、もちろんそうではないということも当然あります。とりあえず詳細な文言等、再度詰めるということにはなるかと思いますが、今の産業規模の商業伐採を伴うプロジェクトではというのが森林の違法伐採はということに係っているのですが、産業規模の商業伐採を伴うプロジェクトではということ、その次の文章の頭のところに持ってきて、違法伐採回避を確実にする一助としてプロジェクト実施主体者による森林認証の取得を奨励するというようなことも一案かと考えております。

それと調達に関してのものですが、調達に関しては、私どもは基本的には世銀の考え方

を持ってきているというところがありまして、IFC で規定しているところも林業における取得ということで、調達までは規定できていないというところもありまして、我々の世銀等のレバレッジの差なども考えると、このあたりの記載が精一杯なのではないかと思っています。

それから、17 番、私どもの2の(1)の提案のところ、著しい転換または著しい劣化で、世銀の記載に合わせて著しいというところが劣化のほうには係っていないのではないかと、というご指摘だったのでしょうか。

【司会】

満田さんどうぞ。

【地球・人間環境フォーラム 満田さん】

世銀がどこまで細かく考えているのかよくわからないのですが、たぶん意味合いとしては係っているのかなと本文を読んでは思ったのですが、OP4.04 の Annex A においては、significant conversion と degradation を別項目にして定義づけられているので、ちょっとよくわからないのですが、そろえるというのであればそろえたほうがわかりやすいのではないかという趣旨です。

【司会】

NEXI お願いします。

【日本貿易保険 佐藤】

まず、定義に関してはその世銀の定義をそのまま使う、世銀の考え方を使うということです。このあたりの転換または劣化というところに関しては、世銀の文章の意味を捉えて書いたつもりですが、私どもは著しい転換または著しい劣化というのは文章として入っていると捉えていますので、この文章でよろしいのではないかと考えているところです。以上です。

【司会】

ありがとうございました。15 から追加の6までの四つについて、他にご意見、ご質問等

ありますか。

よろしいでしょうか。特にご意見、ご質問はないようですので、次の項目に移らせていただければと思います。次は22番の労働状況のところですか。はい、どうぞ。

【メコン・ウォッチ 福田さん】

そもそも今日の議論はぼちぼちという気がするのですが、それとは別に、論点22それから追加論点3というのは、ヒューマンライツ・ナウさんから独自の提言として出てきている内容でして、ヒューマンライツ・ナウの方が今日はいらっしゃってなくて、明日しか来られないということなので、よろしければスキップしていただければと思います。申し訳ありません。

【司会】

わかりました。それではそういうことで。明日は来られるということですね。

では、これは明日に回させていただくということで、皆さんよろしければそうさせていただきますと思います。そうしますと、残るは非自発的住民移転のところと、あとは原子力関連という大きな二つのくくりになるわけですが、一方で、先ほど申し上げましたように、あとせいぜい15分なり20分なりという時間になってしまったわけです。その中でどちらか一方でも終わるのが、若干厳しいかなというのはありますが、ご意見を。はい、どうぞ。

【地球・人間環境フォーラム 満田さん】

住民移転のほうを先にやることを提案したいと思います。途中なりともやったらどうでしょうかということですか。

【司会】

いかがでしょうか。JBIC/NEXIのほうはいかがですか。稲川さんどうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

確認なのですが、前回もこういうところで分かれたのだけれども、住民移転のところを項目ごとにやるのか。全体には実はこれはつながっていないと思うので、項目ごとにやっ

て成り立つと僕は思うので、その方法だったら一つか二つ終わるのではないかと思いますので、それでよろしければ始めたいと思いますが。

【司会】

よろしいでしょうか。福田さんどうぞ。

【メコン・ウォッチ 福田さん】

意見が分かれるようですが、人間の議論には限界があって、今までの経験からいって、この時間から始める議論はあまり生産的な結果になったことがないというのがこのコンサルテーション会合の私個人の経験則なので、先へ行きたいというお気持ちはよくわかるのですが、今日はここで切ったほうがいいのではないかと私は思います。

【司会】

稲川さんどうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

貴重なグッドプラクティスは尊重するということで、終わりですか。

【司会】

はい、どうぞ。

【東京工業大学 原科さん】

今日は私も終わったほうがいいと思いますが、明日は私は1時間しかいられないので、できれば明日、最初のところで審査会のことをやらせていただければありがたいと思います。確かに今日はもうだいぶ疲れしました。

【司会】

JBIC どうぞ。

【国際協力銀行 藤平】

今、原科先生から提案がありました。今日は悪いほうの予想が当たってしまって、今日は改訂の方向づけたものが全部できなかったということです。本来であれば非自発的住民移転とかそちらからやるということになるのだらうと思いますが、原科先生だからということではなくて、重要なご意見を提案されている方が他にも、ヒューマンライツ・ナウの方の件とか、それから先住民族でもあったということもあって、安易にディシプリンは崩したくはないのですが、明日の冒頭に論点 14 ということで皆様方がよろしければ、私どもとしても最終的にはよろしいのではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

条件を付けるわけではありませんけれども、もちろんペーパーもご用意されているので、一からということではないとは思いますが、冒頭なので、この論点であまり時間を費やしてしまうというのは本意ではないので、例によって時間と実質的な議論のバランスだらうと思っています。そこは原科先生はじめ皆様方にもご協力いただくという前提で、もともとお尻が切られていらっしゃるということなのであれなのかもしれないのですが、皆様方よろしいですか。

【司会】

それではただいま JBIC の藤平から申し上げましたようなかたちで、明日の順番を若干変えさせていただきます。もちろん、明日まだたくさん項目は残っていますので、効率的にと申しますか、そういうかたちで明日、引き続きやらせていただくことにさせていただきます。できればと思います。

そういうことで今日のところはここで打ち切って、また明日 1 時半にこの場所で再開させていただきます。長い時間どうもありがとうございました。また、引き続き明日、効率的な議論にご協力をよろしくお願ひしたいと思います。それでは本日のコンサルテーション会合はこれにて終了にさせていただきます。どうもありがとうございました。